

ダイオキシンと ホルモン様物質

村田徳治

循環資源研究所所長・田尻賞選考委員

7月6日、東京・グリーンパレスで第6回田尻賞の表彰式が行われました。ここに紹介するのは、当日、田尻賞選考委員でもある循環資源研究所所長の村田徳治氏が行った記念講演の内容です。

ベトナム戦争のときにアメリカ軍がベトナムのジャングルを枯らすためにまいた除草剤—当時「枯れ葉剤」と言っていました。これを大量にジャングルに散布したのですが、その2,4,5-Tという除草剤の中に、不純物として、ダイオキシンが入っていたのです。その結果何が起きたかと言うと、ベトナムでは奇形児が大量に発生をしました。枯れ葉剤と言われた除草剤の中に入っていたダイオキシンのおかげで、ベトナムでは奇形児の発生が日本の20倍もあったのですね。

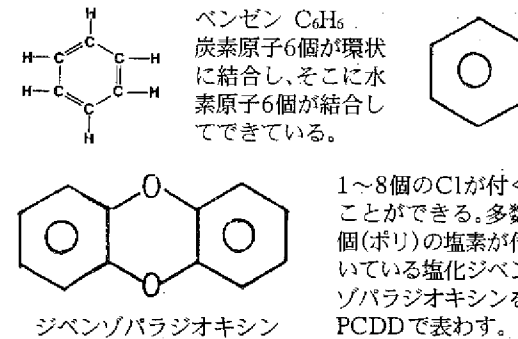
これがきっかけとなって、ダイオキシンは大きな問題になり、ダイオキシンを含んでいる2,4,5-Tという農薬は製造・使用が中止されました。しかし、ダイオキシン問題はかたがついたわけではなくて、延々と続いていたわけです。とくに日本は、

ダイオキシンに対する対策が遅れていました。

ダイオキシンとは何か

ダイオキシンとはどのようなものか。

図1の左上は、有害物質に指定されているベンゼンの化学構造です。自動車のガソリンの中にも入っています。石炭を乾溜して出てくるコールタールの中に入っていて、有名なファラデーが発見したものです。一時、ハップサンダルを生産する家内工業をやっていた人たちが、ベンゼンを吸って大勢のベンゼン中毒が発生したことがあります。ベンゼンは、図1のように6つの炭素に水素6つがついています。「亀の甲」と言われる由縁



注) ジオキシンは日本語読み(ドイツ流)、
ダイオキシンは英語読み

図1 ダイオキシンの化学構造

です。いちいち炭素と水素を書くのも面倒なので、六角形の中に丸を書いてあらわします(図1右上)。

このうちの2つの水素のところに代わりに酸素がついて亀の甲を2つないだものが、ジベンゾパラジオキシンという物質です(図1下)。これの2番、3番、7番と

8番の位置に塩素が4つついたものが、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンと言いますが、これが、人類が作り出した最強の毒物とされている、いわゆるダイオキシンです。2,3,7,8-TCDDとも言います。

実際には、このほかにも様々なダイオキシンというのがありまして、ダイオキシン類と言っています。図2の

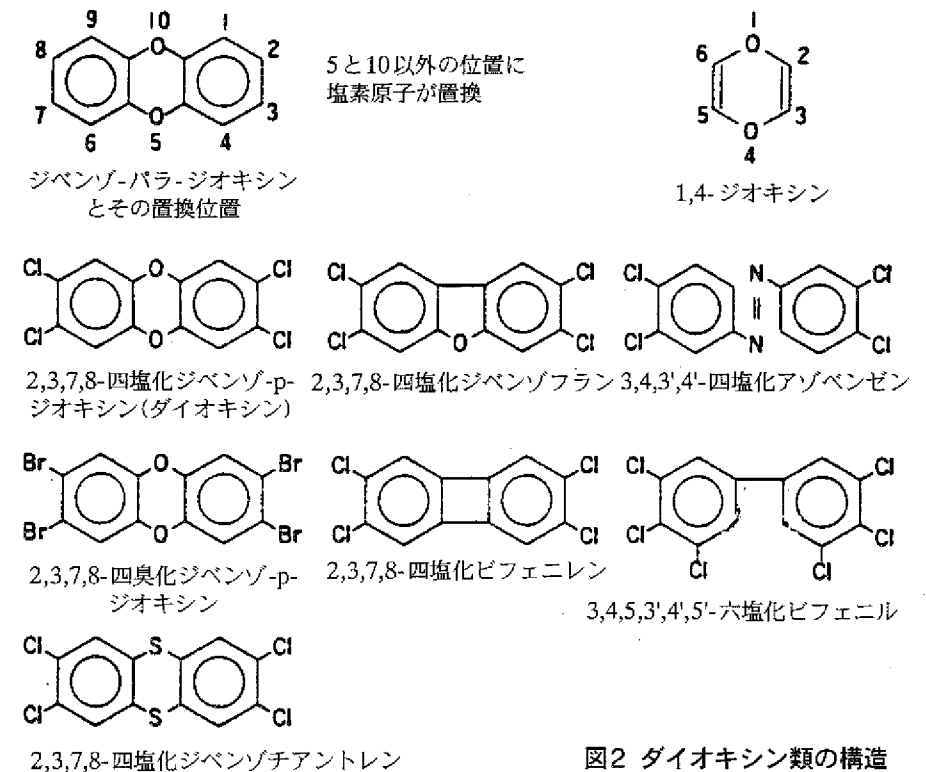


図2 ダイオキシン類の構造

左上がダイオキシンですが、都市ゴミの焼却炉などでは塩素の代わりに臭素が4つついた臭化ダイオキシンというのもみつかっています。毒性に換算して3分の1くらいはこれだと言われています。もうひとつ、酸素がひとつ足りないもの(図3中央上)をジベンゾフランと言います。これも2,3,7,8-TCDDとよく似た毒性を持っています。図2の右下はPCB—PCBの中でも扁平なPCBですが、これもダイオキシンと同じくらいの毒性を持っていると言われていたわけです。

『奪われた未来』の衝撃

いままでは、ダイオキシンは、発がん性があるとか催奇形性があるということで恐れられていたわけです。ところが昨年(1996)ですけれど、ダイオキシンに別の危険性があるということがわかってきたのです。

1962年に、レイチェル・カーソンというアメリカの女性生物化学者が、『Silent Spring—『沈黙の春』』という本を出しました。春になっても森の中で小鳥がさえずらなくなりました。DDTなどの農薬が野生生物に非常に大きな影響を及ぼして、森が静かになった、森が沈黙してしまったということです。なぜそうなったかという、当時使用されていたDDTをはじめとする有機塩素系の農薬が、使用後にも分解されずにエサに蓄積した結果です。この『沈黙の春』がもとになって、DDTなどが規制を受けることになるわけです。

ところが、昨(1996)年の3月にアメリカで、テオ・ゴルボーン、ダイアン・ドマノスキー、ジョン・ピーターソンという3人が書いた『Our Stolen Future—『奪われた未来』』という題名の本が出版されました。この本は、90年代の『沈黙の春』に相当するものと言われている。エンドクリン・ディスラプター・代謝機能阻害物質、内分泌攪乱物質あるいは環境ホルモンとよばれるものが自然界の中に大量にばらまかれて、いま大変な事態になっているということが、この本で明らかになったわけです。

これが実は、ダイオキシン問題を再燃させたと言ってもいいわけです。ダイオキシンも、ホルモンのような作用をして、様々な障害を引き起こすということがわかってきました。とくに、甲状腺ホルモンの濃度を変化させて、子供の中脳神経だとか脳障害を引き起こす。いままではダイオキシンの急性毒性、発がん性、催奇形性だとかが問題とされてきたわけですが、だんだん生殖毒性、免疫毒性なども注目されるようになってきたわけです。

ダイオキシンの生殖毒性

アメリカのウイスコンシン大学霊長類センターのポーマン博士やサウスフロリダ大学のリール博士らが、雌の赤毛ザルに、がんにならない程度のごく微量のダイオキシンを飲ませて何年か実験したところ、子宮内膜症を引き起こしたと報告しています。子宮内膜症というのは、子宮



村田徳治さん

内膜が増殖したり、あるいはよく似た組織が子宮以外のところに増殖して、痛みや出血が起き、不妊症の原因にもなってしまふ病気です。

これが契機になって、ダイオキシン問題は非常に大きな問題に発展するわけです。日本の例でみると、例えば婦人科に入院して手術を受ける女性の、ほぼ20%以上に子宮内膜症がみついていると言われている。埼玉医大産婦人科の畑俊夫先生の見解によると、30年くらい前には子宮内膜症の患者は1%くらいしかいなかった。最近になって非常に増えているということです。アメリカ・カナダだけでも子宮内膜症の患者は550万人、日本でも100万人くらいいるだろうと言われている。

これは女性に対する影響ですが、男の方にも影響があつて、精子に異常をきたしているということもわかってきています。フランスで行った1973～1992年の調査で、毎年2.1%くらいずつ精子が減少しており、しかも精子の運動性がにぶくて、正常な精子の数も減っている。これはフランスの例だけではなくて、スコットランドでも、70年以降に生まれた人は59年以前よりも精子の数が低下している。現在、日本の例でもいまの若者はわれわれの若い時代の半分くらいしか精子がいないというようなことが言われております。だいた

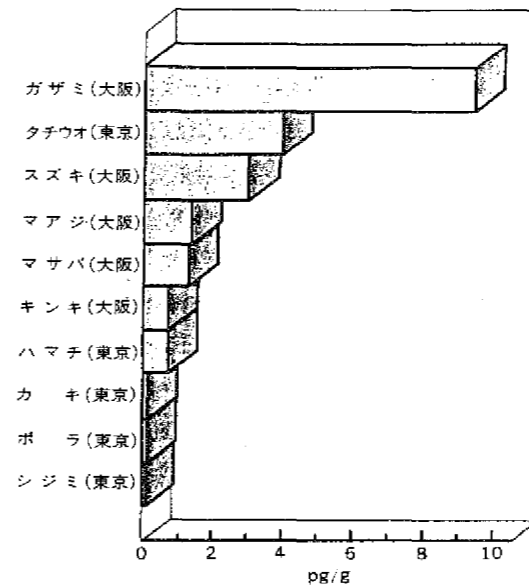


図3 魚介類のダイオキシン汚染

データは厚生省、「食品中のダイオキシン汚染実態調査研究」(1990年調査)による。厚生省の耐容1日摂取量は体重1kgあたり10pg。

い1ccに1億くらいと言われていたのが、いまでは5,000くらいに下がってしまったと。

しかも、生まれてくる男の子の尿道下裂という症状があります。これは、ペニスが発達しないで尿道が開いた状態ですから、外観が女性みたいに見えるんですね。あるいは生殖器が小さいとか、睾丸が下まで落ちてこないとか様々な状態が最近起きています。

これらはダイオキシンだけのせいではないのですが、ダイオキシンもこれに大きく関与しているということがわかってきているわけです。

ダイオキシン汚染の現状

図4は、各国のお母さんの母乳中のダイオキシン量を測定した例です。なんと日本の大阪で測定した例がダントツに1位ですね。アメリカの倍以上です。福岡もかなり高い。

こんなものがどうして母乳の中にたまるのかということなのですが、いわゆる「食物連鎖」と言

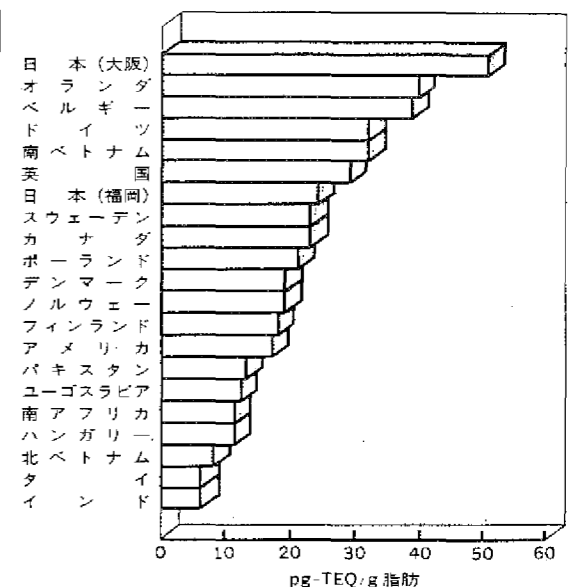


図4 1989～90年の間に記録された各国の母乳中のPCDD + PCDF最高濃度

データは宮田秀明、第21回日本環境化学会講演会予稿集(1997)による。

われている現象です。自然界では、光合成によって植物プランクトンが自分の体を合成するわけですが、それをエサにしている動物プランクトンを小さな魚が食い、それを大きな魚が食って、それを人間が食べるというかたちの食物連鎖があるわけです。有機物の量は一段上がるごとに10分の1くらいに減っていきつてしまふのですが、生物に濃縮するような物質は、だんだん濃度が上がっていきつて、最終的に、例えば水俣病の例などでは100万倍くらいになってしまふ。「植物連鎖による生物濃縮」と言いますが、これは実は日本で証明されたのです。チッソ水俣工場が水俣湾に流したのはメチル水銀ですが、これが海水で薄まったにもかかわらず、どうして魚に蓄積したのかというと、食物連鎖によるものなのです。

同じことがダイオキシンについても起きています。ダイオキシン汚染の現状がどうなっているかということ、図3をみてください。とくにひどいのは内湾です。大阪湾のガザミ(渡り蟹)で「底もの」と言われ海底をはって様々なものを食べるのですが、非常に大量に蓄積しています。東京湾の

表1 各国における食物経由の(PCDD+PCDF)の1日摂取量とその構成比

食品	日本(大阪)		ドイツ		カナダ		英国	
	摂取量 (pg-TEQ/日)	構成比 (%)	摂取量 (pg-TEQ/日)	構成比 (%)	摂取量 (pg-TEQ/日)	構成比 (%)	摂取量 (pg-TEQ/日)	構成比 (%)
魚介類	105.0	60.0	33.9	26.0	17.0	12.2	7.7	6.2
乳製品	18.0	10.3	41.7	32.0	31.3	22.4	35.0	28.0
肉・卵類	17.5	10.0	39.0	29.9	61.0	43.7	42.9	34.4
緑黄色野菜	11.0	6.3	3.7	2.9	11.0	7.9	12.2	9.7
米	11.0	6.3	—	—	—	—	—	—
砂糖・菓子	3.0	1.7	—	—	—	—	—	—
油脂	2.9	1.7	0.6	0.5	—	—	19.0	15.2
野菜・海藻	2.4	1.4	—	—	—	—	—	—
豆製品	1.2	0.7	—	—	—	—	—	—
調理食品	0.7	0.4	3.9	3.0	—	—	—	—
調味料・飲料	0.6	0.3	—	—	—	—	—	—
果実	0.6	0.3	2.0	1.5	13.3	9.5	2.8	2.3
穀類	0.2	0.1	5.5	4.2	6.3	4.5	2.8	2.3
合計	175.0	100.0	130.0	100.0	140.0	100.0	125.0	100.0

岡田秀明、第21回日本環境化学会講演会予稿集(1997)より

スズキもかなり高くなっていますね。

私たちが日常食べているものの中からどれくらい入ってくるのかといえば、やはり一番多いのは魚介類ですね。それから、牛乳・乳製品、肉・卵類、緑色野菜などとなっています。こういうかたちでわれわれは、常々ダイオキシンをかなりの量、摂取しているわけです。

外国の例をみても、やはり日本はダントツなんですね(表1)。175pg-TEQ/日、pg(ピコグラム)は1兆分の1グラムですから非常に微量ですが、TEQとは、ダイオキシンには、2,3,7,8以外の場所に塩素がついたものもありますから、それを2,3,7,8-TCDDの毒性に換算します。等価換算値と言いますが、一番毒性の強い2,3,7,8-TCDDになおして表示したものがTEQという値です。ドイツが130、カナダが140、スイスが125となっています。

主発生源は都市ゴミ焼却炉

もうすでに2,3,7,8-TCDDを含んでいる農薬は禁止されているはずなのに、なぜわれわれの食べ物の中に入ってくるのでしょうか。

実は、一番大きな発生源が都市ゴミ焼却炉だと言われているのです。日本の都市ゴミ焼却炉は、毎年増えています。いま1,860を超えています。厚生省は1,900つくるという予定です。そのほかに産業廃棄物の焼却炉が1万くらいある。日本は、ゴミの焼却大国と言われている。世界中のゴミの焼却炉の70%以上が、日本にあると言われています。とんでもない国なんですね。

その焼却炉からダイオキシンが発生するわけです。何と言ってもまず都市ゴミ焼却炉、それから産業廃棄物を燃やす炉、あるいは医療系の廃棄物を燃やす炉。製鉄・鉄鋼関係—これは、スクラップを集めてきて電気炉で溶かす産業ですね。スクラップには、さび止めのためにいろいろな塗料が塗ってあります。この塗料の中に塩化ビニル系の塗料があるのですが、これが原因で、けっこうたくさんダイオキシンが発生します。それから、製

表2 ごみ焼却施設からのダイオキシン類排出濃度

	新設炉					既設炉				
	施設数	中央値	平均値	最小値	最大値	施設数	中央値	平均値	最小値	最大値
全連続炉	21	0.1	0.8	0.00	7.0	167	5.1	17	0.01	260
準連続炉・機械バッチ炉	14	1.6	5.2	0.20	33	112	26	141	0.02	3,300
全施設	35	0.2	2.6	0.00	33	279	8.7	67	0.01	3,300

- (注) 1. ダイオキシン類濃度単位(ng-TEQ/Nm³)
 2. 「新設炉」とは、平成2年のガイドラインに従って新規に設計された施設。ここでは平成5年以降に稼働した施設とした。
 3. 「既設炉」とは上記より前の施設。平成4年度までに稼働した施設とした。
 4. 平成7年12月に厚生省が実施した市町村アンケート調査及びその後の調査による。

紙工場—製紙工場から出てくるダイオキシンは、実は2,3,7,8-TCDDではありません。2,3,7,8-TCDDもわずかに出ますが、少ないです。

一体それでは、どのくらいの濃度が出ているのか。厚生省がアンケート調査で調査した結果があります(表2)。単位はng(ナノグラム)ですから、10億分の1グラムです。一番ひどいは3,300ng-TEQ/Nm³。これがいかにすごい値かということ、ヨーロッパではいま、0.1ng-TEQ/Nm³—1立法メートルの排ガス中に1ナノグラムというのが排出基準になってきていますから、3,300ということは、その基準の3万3千倍出しているということです。そのような炉が、いまだにそのまま動いているということが、たいへん不思議なことです。厚生省は、あわてて何とかしようということで、いま80ng以上出している炉は止めなさい、大至急改善をなさいと指示しています。

焼却過程でダイオキシン

都市ゴミの焼却炉から、なぜダイオキシンができるのか。ゴミの中に入っているのかといえば、ダイオキシンは入っていないんです。焼却の過程で、ダイオキシンができてしまうのです。

19世紀ですが、先ほど言ったファラデーに薫陶を受けたディーコンという人が、当時たくさん出てくる塩化水素(塩酸のことですが)と空気を混ぜて塩化銅の触媒で酸化してやると、塩素をつく

ることができることを発明しました。ディーコン法と言います。当時、塩素というのはつくるのがむずかしく、イギリスは産業革命を終えて繊維工業が非常に盛んになるわけです。繊維をさらすためにさらし粉が必要になる。さらし粉の原料として塩素が大量に必要だったので、このディーコン法でつくられるようになりました。

その後、電解法で塩素がつくられるようになると、この方法はすたれてしまったわけですが、1960年代になると、塩素から有機塩素化合物をつくる産業が盛んになります。そこから塩酸(塩化水素)が大量に出てくるわけです。何とかこの塩化水素を製品として売ろうじゃないかと考え出されたのが、オキシクロリネーション法という塩化ビニルの製造法なのです。塩化ビニルだけじゃないんですが、主としてつくられているのは塩化ビニルです。塩化水素と酸素だけでなく、その中に有機物であるエチレンのようなものを混ぜ込んで反応させると、塩素化された物質—有機塩素化合物ができるんです。生成した二塩化エタンを熱分解すると、塩化ビニルのモノマーをつくることができます。

塩化水素と酸素を混ぜて有機物があると有機塩素化合物が生成するということはすでにかかっている、この反応でダイオキシンができるということはすでに証明済みなんです。実は、この反応が都市ゴミの焼却炉でも起きているということなんですね。

都市ゴミの焼却炉の中には、塩化水素を出すよ

うなものと一緒に塩化ビニルのゴミが、たくさん入ってきます。あるいは、塩素がもうひとつよけいについた塩化ビニリデンというフィルムがあります。これは、ラップ類ですが、そういうものを焼却炉で燃やすと、熱分解をして塩化水素が出てきます。当然、焼却炉の中に酸素があります。それから、不完全燃焼したススみたいなもの一有機物が残っているわけです。焼却ダストをとる電気集塵機の中に、オキシクロリネーション反応を促進する塩化第二銅という銅が塩素と反応してできたものがたまっていて、ここを通過する過程でダイオキシンになってしまうということが想定されています。

大量生産される塩化ビニル

ところが相変わらず、塩化ビニルをつくっているメーカー側は、否定をし続けています。これは水俣病のときにも、われわれには責任ないと、他に責任があるなどということ、常に産業側は言います。これは洋の東西を問いません。

日本の塩化業界などが使っている、ゴミを燃やしたときにできるダイオキシンと塩化ビニルとは無関係だという資料があります。これは、アメリカの機械工学会という権威ある学会から発表されたリゴ博士の、いろいろな焼却のデータを調べてみると塩化ビニルとダイオキシン発生とは無関係だということがわかったという報告書です。グリーンピースが調べ直してみると、機械工学会に調査を委託したのが実は塩化ビニル業界でした。15万ドルの研究費を出しています。どこの世界でも、公害問題で足を引っ張るのは、御用学者と言われている、権威者と称して権威を振りかざして火消し役にまわる学者です。

塩化ビニルの製造をやめろということは、私は20年くらい前から言っているのですが、いまだに塩化ビニル業界は頑としてやめない。どのくらい塩化ビニルのために塩素が使われているのでしょうか。なんと125万トンくらい使っています。彼らいわく。都市ゴミの中には塩化水素の原因に

なる食塩が入っているじゃないかと。

もちろん、われわれは食塩を食べますから、ゴミの中にも入っていくわけです。しかし、われわれが食べる食塩の大半は下水道に言ってしまう、食べ残しみたいなものが入っていくにすぎません。家庭用食塩というのは実は37万トンしかない。この37万トンの60%が塩素ですから、すべてそのままゴミになったとしても22万トンくらいです。桁違いですから、主犯格がどちらであるかは明白です。1995年の塩化ビニルの生産量は226万トンもつくっている。とんでもない量をつくっているながら、われわれは真犯人じゃないということ、いまだに強引に主張し続けているわけです。

「塩素の捨て場」としての塩化ビニル

なぜ塩化ビニルの製造をやめないのかというと、実はやめられない事情があるんです。

いろいろなものを製造するのに使う原料として大量に消費される苛性ソーダという物質があります。これは実は、食塩を電気分解してつくる。そのときに、副生物として、必ず塩素が出てきます。黄色い色をしたガスです。第一次世界大戦のときに、ドイツが、いまのベルギー領のイーブルという場所で大量に塩素をまいて、当時のカナダとフランス連合軍の6,000人くらいの兵士が死んでいます。これが毒ガス戦の最初、1915年です。このように塩素は毒ガスですから、何かに使わないと捨て場に困るのです。私が学生時代などに先生が、いま日本では塩素が余って困ってしまっていて、太平洋の真ん中に行き捨てているんだと言っていました。当時はそういうことをやっていたんですね。

何とか商品として売りたいというところから始まったのが塩化ビニルなんです。塩化ビニルとしていま226万トンもこしらえているわけです。その大半がゴミとなって、おそらく寿命としては1年もない使い捨ての商品として出てきてしまうわけです。卵が10個入っているパックがありま

表3 各種の動物におけるダイオキシンの毒性

毒性の種類	動物の種類	症 状
急性毒性	モルモットの雄	半数致死量(経口)LD ₅₀ =600ng/kg
	ハムスター	半数致死量(経口)LD ₅₀ =5,051,000ng/kg モルモットの8,000倍以上
慢性毒性	ラット	1ng/kg/日(無毒性量)の経口投与で体重増加抑制、肝障害
	ハムスター	1ng/kg/日(無毒性量)の経口投与でアミロイドーシス、皮膚炎
	アケゲザル	20か月間2~3ng/日の経口投与で体重減少、脱毛、皮膚角化症、貧血
発がん性	ラット	71~100ng/kg/日の投与で肝細胞がん、硬口蓋・鼻甲介と肺の扁平上皮がん、甲状腺細胞腺腫、雌に生殖・内分泌器の腫瘍
	マウス	71~286ng/kg/日の投与で肝細胞がん、鼻甲介と肺の扁平上皮がんなどの悪性腫瘍の発生増加
催奇形性	マウス	器官形成期に1,000ng/kg/日の連続経口投与で口蓋裂・腎盂拡張、無毒性量は100ng/kg/日
	ラット	125ng/kg/日(無毒性量)の投与で胎児死亡、胎児毒性、腎形成異常
	ウサギ	250ng/kg/日の投与で流産、胚胎児死亡
生殖毒性	ラット	100ng/kg/日の投与による3世代繁殖試験で受胎率の著しい低下 10ng/kg/日の投与で子宮内死亡、同腹児数の減少、生後生存率の低下
	アケゲザル	180pg/kg/日の投与で子宮内膜症、0.9ng/kg/日の投与で生殖能力低下
免疫毒性	マウス	5ng/kgの単回経口投与でウイルス感染抵抗性低下
	マーモセット	0.3~1.5ng/kg/週の経口投与で末梢血リンパ球構成比変化

ダイオキシンに関する研究班調査報告書(厚生省)より作成

すね。あれは、生協などで売っているのを除き、ほとんどが塩化ビニルです。いまみなさんがお座りになっている椅子の人工合成皮革も、塩化ビニルです。われわれの身のまわりに、塩化ビニルはたくさんあります。ブランドものの何かというカバンなども、塩化ビニルのものが多いのに、何十万円も出して買ってくるんですね。

要するに、塩素の捨て場として、塩化ビニルをつくらざるを得ないというわけです。ですから、塩化ビニルの製造をやめるためには対案を出さなければなりません。少し以前の新聞に「増産できない苛性ソーダ」という記事が出ていましたが、東南アジアなどから苛性ソーダの引き合いがたくさんきているのだけれど、塩素を消費しきれない。塩素の需要がネックになって増産できないということが書いてあります。アメリカの住宅景気が後退してしまっていて、壁紙などの建築材料にも大量に使われている塩化ビニルが売れないということのようです。

製造工程からもダイオキシン

塩化ビニルの話が出たついでですが、実は、塩化ビニルをつくる過程からもダイオキシンが出てくるのです。1989年にエヴァースという人が報告しています。イギリスにあるICIという非常に大きな化学会社のオキシクロリネーション・プラントからの廃棄物からも高レベルのダイオキシンが検出されており、グリーンピースが調査をしたアメリカの塩化ビニルプラントの廃棄物の中からもダイオキシンが検出されています。オランダのロッテルダム港で大規模なダイオキシン汚染を引き起こしたのも、塩化ビニル製造工場でした。ベネチアのマルゲラ港でも、塩化ビニル工場の排水により貝がダイオキシンに汚染されてしまいました。世界中で問題が起きているわけです。

根本的対策は焼却をやめる

業界が主張している、塩化ビニルはダイオキシンの犯人ではないという説に対しては、あちこちから否定する結果が出ています。

この記事(省略)は、久喜・宮代という埼玉県にある一部事務組合の焼却炉から出てくるダイオキシンを、日本工業大学の佐藤先生という方が解析したものです。この久喜・宮代というのは、プラスチックを全部分別収集して、焼却しなくした。焼却をやめたんですね。そうしたところが、焼却炉から出てくるダイオキシンの量は、9分の1に一挙に減ってしまったという結果が出ています。ダイオキシンの原因としては、塩化ビニルが主犯格なのですが、その他のプラスチック類もダイオキシン生成を助長しているということです。「亀の甲」(ベンゼン核)を含んだポリスチレンとかのプラスチックは、なかなかよく燃えませんが、ススが出るんです。そういうものがダイオキシンの原料になるということなのです。

ダイオキシンを防ぐには、一番いいのは、焼却をやめることです。物が燃えるという現象は、自然界ではほとんど起こり得ない現象です。自然界には植物連鎖があるわけですが、その中で火が使われることはないですね。たまたま雷が落ちて山火事が起きるとか、火山が噴火するなどということがあれば別ですが、そうしたことは滅多に起こることではありませんね。それを、人工的に大々的にやっているのが日本なのです。日本では1,860を超えて焼却炉があると言いましたが、ドイツなどでは都市ゴミ焼却施設は50しかありません。いかに日本が間違ったことをやっているかということがわかると思います。

燃やすのであれば、塩化水素を除くか、ダイオキシン発生のもとになる有機物を除いてやればダイオキシンはできません。一番手っ取り早いのは、塩化水素の方をとってやることです。本質的な解決策は、燃やさないことですね。今日の新聞にも、学校でやっている焼却はやめましようとい

う記事が出ていました。

塩素を生成しない対案

私は前々から、塩化ビニルの製造をやめると言ってきたわけですが、苛性ソーダを塩素ができない方法でつくる方法もあるんです。自然界には、炭酸ソーダというのがたくさんあります。日本では、昔は食塩からソーダ灰をつくっていたのですが、いまはアメリカから輸入しています。ケニアにあるガラジ湖は、ソーダ灰がたくさんたまっている湖で、フラミンゴがいて、その足にソーダ灰がついて塊になって飛べなくなってしまうなどという例もあります。

そのソーダ灰と酸化鉄を混ぜて焼いてやるとソーダフェライトという物質ができます。それを加水分解してやると、苛性ソーダを簡単につくることができるのです。この反応はおそらく食塩でもできるんだらうと私は考えていて、この方法は特許をとろうと思って、しばらくあたためていたのですが、もうやめました。公表して、みんなに研究させようと思ひ、あちこちで発表しているんです。

ゴミ行政を転換させる

ダイオキシンを減らすためには、どうしても産業構造そのものを変えなければなりません。

ドイツなどでは、いま新しい動きが出てきています。ブレーメン製鉄所では、包装廃棄物と自動車のシュレッダー・ダスト、バンツからきた塗料を、すべて溶鉱炉に入れてしまっています。いままで溶鉱炉というのはだいたい鉄を1トンつくるのに重油を100キロくらい使っていたのですが、この重油の代わりに廃プラスチックを還元剤として使うというものです。年間7万トン処理する施設ができています。さらに面白いことは、ブレーメン市から出てくる都市ゴミ、年間20万トンくらい出てくるものを、コークスをつくる

炉の中に入れて蒸し焼きにしてコークスにしようという。そうしてできたコークスを製鉄用に使うという動きがあるのです。

こうなってくると、都市ゴミ焼却炉で、炭酸ガスをどんどん出して地球温暖化をさせながら処理をするなどという時代はもう終わったという感じがしますね。

日本でもこの真似をしだしています。日本鋼管の扇島の製鉄所で、去年の10月から、産業廃棄物の廃プラスチックを年間3万トン集めて処理をしようということをはじめました。それを報道する新聞記事には、「廃プラを高炉原料に 世界初の一環システム」という見出しで、本文中では「実機としてはドイツに次ぐもの」なんて書いてある。それで何で世界初なんですかね。

この日本鋼管の京浜第1高炉というのは、年間約400万トンの鉄をつくることができます。この炉に目いっぱいプラスチックを吹き込むと、年間60万トン吹き込めるというのです。いまだいたい日本国内で、都市ゴミに出てくる廃プラスチックは、おそらく700万トンくらいしかないでしょう。全生産量が1,300万トンくらい、塩化ビニルが226万トンくらいですから。しかも、京浜第1高炉に匹敵するくらい大きな炉が、日本各地に20基くらいあるわけです。そうすると、60万トンずつほうり込んだら、日本の廃プラは全部そこで処理できてしまうことになるわけです。

しかも都市ゴミ焼却炉というのはものすごく高いんです。いま池袋の元西武スケート場の跡地に建てている都市ゴミ焼却炉は、1日400トン処理するというのですが、なんと建設費が860億円です。ふつうトン当たりいくらかと計算するのですが、トン当たり2億1千万円ですよ。しかもダイオキシンを除去するために、また、たいへんな金をかける。

もう都市ゴミを市町村で焼却するのはやめた方がいいですよ。ダイオキシン問題の解決にはなりませんから。可燃物は工業用原料として使っていくというかたちに、ゴミ行政を変えないといけません。これはなかなかむずかしいことです。

「インポ・セックス」現象

そこで、ダイオキシンの話はこれくらいにします。ダイオキシン以外にも様々な物質が、生態系や人間に影響を及ぼすということが、最近わかってきています。

有機スズ化合物というのがあります。ハマチの養殖などでは、魚が逃げないために網で囲っているわけですが、網に藻や貝がつくと潮通しが悪くなりますから、藻がつかないように網に毒物をつけるんです。これが、TBTO-トリブチルスズオキサイドなどの様々な有機スズ化合物です。あるいは、船の底にフジツボやカキがついたりすると船足が遅くなるということで、毒物を船底塗料の中に混ぜて塗っています。

それがいま、環境中に大量に放出されてしまったために、異変が起きています。「インポ・セックス」と言われています。東南アジアとかアメリカの北西部、アラスカなどの腹足類の一エビみたいに腹に足のはえている生物ですが、これが雄が雌になってしまうという話なんです。

日本でも、いま環境研究所の方が調査をしていて、太平洋沿岸の磯にイボニシという一貝殻にイボイボのついた巻き貝がいるんです。これは食べてもうまくないんですが、これが、逆に、雌が雄化してきてしまっている。雄の性器が出てきてしまっ、輸卵管がふさがってしまい、卵が産めなくなってしまう。せっかく卵があるのに生めない。おそらく日本の太平洋岸では、イボニシは絶滅するんじゃないかということが言われています。

こういう状態があちこちで出てきているんです。フロリダにアポポカ湖という湖があるのだそうですが、そこで工場の排水からDDTが流れ出して、ワニがDDTの影響を受けてペニス小さくなってしまった。結局、交尾ができませんから、卵が無精卵になってしまい、ワニが絶滅するんじゃないかと言われています。実際に、ワニの血液中のホルモンを測定してみると、DDTがホルモンのような働きをしている。

疑似ホルモンなどと言われている物質になっているわけです。それから、イギリスでは川魚の雌化現象、あるいはカモメのつがい構造に異変が起きているとか、もう何年か前ですが北海のアザラシが大量に死にましたけれども、これもその影響ではないかと、いま言われているわけです。

ホルモン様物質とは何か

疑似ホルモンとは何なのか。

ホルモンとは、身体の生活機能を制御・伝達するために、生物自身が合成した触媒だと説明されます。化学的には触媒で、タンパク質です。これが、様々な影響を及ぼします。例えば、ちょっとしたホルモンの異常が起ると、胎児の知能や行動にたちまち影響を与える。要するに、われわれの生命維持機構をつかさどっているのが、ホルモンであるということです。

いま問題になっているホルモン様物質と言われる人造物質一人間が作りだした物質は、天然のホルモンとは、作用は似ているのですが、全然違うところがあります。例えば、分解できない難分解性。先ほど植物連鎖・生物濃縮の話をしました。生物濃縮がなぜ起こるかという、身体の脂肪の中に溶け込んでどんどん蓄積されているんだということがわかっています。人間も含めて一般にふつうの生物が持っているホルモンというのは、ある時期だけ作用して、その使命が終わると体内で分解されてしまう。ところが、疑似ホルモン、ホルモン様物質というのは難分解性ですから、繰り返し作用を及ぼすということが言われています。

実際にどのようなことが起きているかという、例えば、血液から細胞の中に侵入したダイオキシンは、ダイオキシンとよく結合する一ダイオキシンばかりじゃなく「亀の甲」ベンゼン核を持った物質と非常によく結合しやすいAhレセプター(受容体)というものがあるんです。これが鍵と鍵穴のように噛み合ってしまうと、遺伝子のところにひっついて命令を下すんですね。そうする

と、遺伝子が活性化して、例えば酵素がでてきたり、細胞の分裂や分化を変化させたりする。その結果何が起きるかと言えば、がんになったり、奇形児が生まれたり、免疫異常になったり、発育異常が起こる。

アトピー性皮膚炎や杉花粉症などは昔はあまりなかったんですね。それがどうもでてくるというのは、こういうものが確実に作用しているのだろうということが、最近疑われているのです。

その他のホルモン様物質

ホルモン様物質にはいろいろなものがあるわけですが、大量につくられているものとしては、例えば、ビスフェノールAという物質があります。これもホルモン様物質で、ポリカーボネートという、透明な、哺乳瓶などをつくる樹脂の原料です。その他にも、ポリエステル樹脂の酸化防止剤であるとか、塩化ビニルの安定剤などというかたちで使われ、何十万トンというオーダーで大量につくられて使われています。ふつうは子供にミルクをつくるときに、ポリカーボネートでできた哺乳瓶を滅菌するわけですが、高温・高压で滅菌などするとビスフェノールAが溶け出すことがわかっています。これが実は、性ホルモンのように作用する。

その他にも、例えば、プラスチックから出るオクチルフェノールなどにも、そういう作用があるとされています。安定剤としてかなりいろいろなものに使われています。

それから、いままで樹脂は塩化ビニルだけがずいぶん目の敵にされて、私も文句を言ってきたわけですけど、塩化ビニル以外の、燃やしてもあまり毒性のあるガスが出てこない樹脂も、酸化防止剤としていろいろなものに入れてあるんです。ポリエチレン、ポリプロピレンとか、いわゆるポリオレフィン系といわれる樹脂の中には、BHAをはじめアルキルフェノール類が入っています。

あるいは家庭で使っているアルキルベンゼンスルホン酸ソーダという、一番安い合成洗剤ですが、

泡が消えないということで、アルキル基を直鎖にしたものをLASと言っています。これなども、環境中に流れ出すと、スルホン基がとれてしまって、アルキルフェノールに変わる可能性があります。

もうひとつ怖いのは、フタル酸エステルです。皆さんが座っている椅子の合成皮革は柔らかいんですね。靴でもクラリーノなどは塩化ビニルできています。ところが、屋根の樋や水道のパイプなどに使われている塩化ビニルは固いですね。固いのが本来の塩化ビニルです。それを柔らかくするのに使う物質を可塑剤とも言います。椅子の合成皮革などにも、可塑剤が練り込んであるわけです。これが、DOP-フタル酸オクチルだとかDBP-フタル酸プチルだとかたくさんあるわけです。フタル酸エステル類と言います。いまDBPなどは何十万トつくられていて、塩化ビニルに混ぜ込まれて使われているわけです。これも、溶け出して、ホルモン様物質として作用するということがわかってきているわけです。

また、いまでも使われているかどうかわかりませんが、流産を防ぐために使う合成エストロゲン

—DESという医薬品があるのですが、これが、DBPやフタル酸エステルと似ていて、まさに同じような作用をします。これを使って生まれた子供に、いろいろな障害がみつかっています。

とくに規制されているDDT、リンデン、クロルデン、ディルドリン、ヘキサクロロベンゼン、合成ピレスロイド等々も、環境中で分解した後に、ホルモン様物質になります。過去に大量に使用され、使用が禁止された後も安定なために、環境中に蓄積しているわけです。

いままでは、発がん性や催奇形性については一応試験をやっている部分があるのですが、このようなホルモンに関するテストはほとんど行われていません。しかも、実際にはわれわれは、単品ではなく、いろいろなものを複合してとるわけですが、複合した場合にどのようなことが起こるかということは、まだまるっきりわかっていません。

種の絶滅については人類の絶滅につながるような話になりかねない、と言うのがいまの状況であるわけです。

(文責・見出しは編集部)



田尻宗昭記念基金事業規約

- 趣旨 故田尻宗昭氏の公害及び労働安全衛生関係での功績を長く私たちの記憶にとどめ、かつ、今後新しくこの分野で働く人々に田尻氏の生涯にわたる活動の精神を伝えるために田尻宗昭記念基金を設ける。
- 基金 基金は個人または団体の寄付によって維持される。ただし、初期において基金の基礎とするために一千万円を目標として募金活動を行う。
- 運営 基金運営と会計監査のため、基金設立呼びかけ人の中から適当数で構成する運営委員会と若干名の会計監査役を設ける。
- 顕彰 基金の運用益を基に田尻賞を設け、公害及び労働安全衛生関係の問題解決のために努力されている個人・団体の活動を顕彰し助成する。顕彰対象の国籍は問わない。
- 選考 田尻賞の対象は、一般公募及び推薦による候補の中から運営委員会が委嘱する選考委員会が選ぶ。受賞者は原則として毎年7月、故人の命日前後に公表し、表彰する。

◎田尻宗昭記念基金運営委員

鈴木武夫(元国立公衆衛生院院長)、野沢浩(神奈川大学名誉教授)、三並貞雄(海上保安庁OB・新日本海フェリー)、斎藤竜太(社団法人神奈川労災職業病センター理事長)

◎田尻賞選考委員

鈴木武夫(元国立公衆衛生院院長)、塚谷恒雄(京都大学教授)、土井たか子(前衆議院議長)、奈良潔(前社団法人海洋会専務理事)、原田正純(熊本大学助教授・全国労働安全衛生センター連絡会議議長)、村田徳治(循環資源研究所長)

◎連絡先:108 東京都港区三田3-1-3MKビル3階 全国安全センター TEL(03)5232-0182

◎郵便振替口座「00110-7-752973」富士銀行三田支店「(普)3122368」(名義はいずれも「田尻宗昭記念基金」)

けい肺原因物質の発がん性 国際がん研究機関が認定 札幌地裁も合併肺がん認定の判決 608号通達の見直しは急務

片岡明彦・岩田賢司

関西労働者安全センター

医療実践上の不利益理由に業務上

1997年7月3日、札幌地裁民事第3部(一宮和夫裁判長)は、じん肺に合併した肺がんで死亡した元炭鉱労働者に係る労災保険遺族補償給付請求に対して滝川労働基準監督署長がなした不支給処分を取り消すとの判決(以下、判決という)を下した(平成6年(行ウ)第17号遺族補償給付等不支給処分取消請求事件)。じん肺合併肺がんが争われている訴訟として、直近では、1996年3月26日の広島地裁判決(広島地裁民事第3部・佐藤修市裁判長、平成元年(行ウ)第17号行政処分取消請求事件、1996年6月号39頁参照)があり、今回の札幌地裁判決と同様の判断で、不支給処分取り消し＝原告勝訴となっている。

後で述べるように、これまでのじん肺合併肺がんの業務上外を争った裁判の一連の流れを受け、業務起因性に関する主な争点は、①じん肺と肺がんとの間に医学的因果関係が認められるか、②じ

ん肺のレントゲン写真像に妨害されて肺がんの発見が遅れることやじん肺のために手術ができないなど治療法が限定されるといった「医療実践上の不利益」があったかどうか、であった。

判決は、①に関する判断は示さず、②の要因が明らかに認められるとして、不支給処分を取り消したものである。

②の要因から判断をする前提として、「業務上疾病の存在が業務外の疾病に対する治療の機会を喪失させ、その結果死亡したという場合に業務起因性があるというためには、わずかでも医療実践上の不利益があれば足りるというものではなく、その不利益の程度が著しいものでなければならぬ」というべきである。」とその要件を示した。その上で、患者である原告の亡夫については、「じん肺の存在により肺がんの発見が遅れ、年齢的・肺機能的にみて可能であった手術を受けることができなくなったと認められるところ、手術を受けていれば、平成元年12月26日あるいはそれに近い時期の死亡を避けることができたと考えら

れるのであるから」、「被った医療実践上の不利益は甚大であるといわざるを得ない」と認定したのである。

608号通達にはこだわらずと判示

じん肺合併肺がんについては、いわゆる608号通達(昭和53年11月2日付け基発第608号)によって、「じん肺管理区分「管理4」で現に療養中の患者に発症した原発性肺がん」あるいは「地方じん肺診査医の総合判断で管理区分4相当と認められる患者に合併した肺がん」を業務上疾病として取り扱うとしている。

判決は、業務上判断を下した後、「608号通達について」と別項を設け、特に「付言」し、結論的に、「その通達(608号通達)の基準に合致しない場合であっても、個々の事案において業務と疾病との相当因果関係が認められるときには業務起因性が肯定されるべきものであることはいうまでもない。したがって、じん肺の程度が『管理4』又は『管理4相当』でない場合であっても、じん肺により、肺がんの発見が遅れ、著しい医療実践上の不利益を受けたような場合には、業務起因性を否定する根拠はないというべきである。」という判断を示した。

要するに、608号通達の趣旨は妥当なものとした上で、ならば管理区分にこだわる根拠はないではないかというわけである。

広島地裁判決と比較してみると、じん肺と肺がんとの疫学因果関係を中心とするいわゆる医学的因果関係に関する判断をより避け、じん肺合併肺がんの業務上外の判断基準を、「著しい医療実践上の不利益の存否」を中心においたものといえる。また、広島地裁判決の対象労働者が、「管理区分3ロ」かつ「療養『可』」であったが、今回の判決の対象労働者は、「管理区分3イ」かつ「療養『否』」であった。

今回の判決は、エックス線写真像でより軽度で、しかもじん肺法上の「合併症」が認められず、かつ著しい肺機能障害がないとして労災保険法上の療養を否定されたじん肺合併肺がん患者に関しても、業務上疾病としてとらえられる場合が

あることを示した。

本来は608号通達自体が問題

じん肺合併肺がんの業務上外を判断する際の法的な因果関係と医学的因果関係とは、関係はあるが、決して同じものではない。裁判上の因果関係の判断について、いずれの裁判においても、「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義もゆるされない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合的に検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである」(最高裁判所昭和48年(オ)第517号、同50年10月24日第2小法廷判決)との考え方を基本にしている。

しかし、基本は同じでも、科学的証明をどこまで求めるのかや労災補償に対するスタンスの取り方によって判断が分かれてくる。じん肺合併肺がんの場合、業務とじん肺との因果関係はまず明らかであるので、問題は、じん肺と肺がんの関係について、その肺がんを業務上の疾病として取り扱うに足る法的な因果関係があるのかどうかということになる。ここで、医学的因果関係や医療実践上の不利益が判断要件となるのである。

じん肺と合併肺がんの医学的因果関係が、「高度の蓋然性をもち」、「通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるもの」ならば、医療実践上の不利益を考慮するまでもなく、業務上疾病として取り扱うべきである。医学的因果関係の程度がやや弱いと判断せざるをえない場合でも、医療実践上の不利益があれば、やはり総合的判断によって業務上疾病として取り扱うべきであろう。広島地裁や今回の札幌地裁の判決は、後者の線に沿ったものと考えられる。いたずらに医学論争に深入りせず、労災補償の趣旨に沿って、患者救済をはかるために裁判所が選択した道とみることができるだろう。しかし、仮にこうした司法判断が行われても、国が控訴する限り救済

の道はいまだ閉ざされているのだし、裁判に踏み切れる患者はいわば例外である。現状は、ほとんどが608号通達の前にあきらめるしかない。すぐできる措置として、認定当局の労働省は、判決の主旨に沿って、608号通達の管理区分基準を緩和するなどの措置を実施するべきだろう。

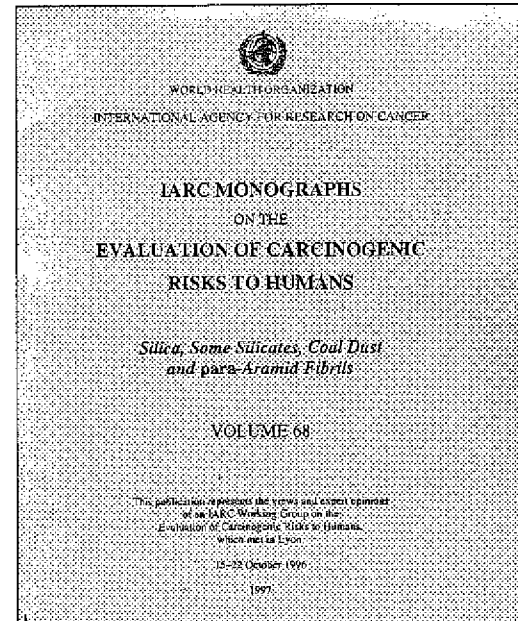
しかし、少なくとも現時点におけるじん肺と肺がんの医学的因果関係解明の現状からすれば、そのような措置はむしろ誤りであり、「じん肺合併肺がんは原則業務上」という取り扱いへ転換されるべきであると筆者は考える。

疫学的因果関係は確定している

じん肺合併肺がんの医学的因果関係の根拠に関する主な論点は、①じん肺患者に肺がんが多発しているかどうか(疫学的因果関係)、②じん肺である原因物質に発がん性があるかどうか(原因物質の発がん性)、などだろう。また、じん肺と肺がん発生に関する病理学的メカニズムの説明も問題にされようが、がん発生のメカニズム解明などという途方もない問題が業務上外判断の不可欠の条件であるはずはないことはいままでもない。

疫学的因果関係についてはすでに確定している(「じん肺合併肺がんの疫学論争に決着」—1996年8月号33頁参照)といってよい。むしろ、すでに608号通達発出当時においても、労災保険法の保護の対象とするには、じん肺患者での肺がん合併の事実は十分明らかであり、さらにその後の研究によってますます明らかになってきたといえる。労働省はこの医学界の流れを国内の御用学者を動員して隠蔽してきたというべきであって、原告逆転敗訴となった福岡高裁判決(1994年11月30日)は、この労働省に意向に追随したものであった。疫学的因果関係が証明されている現在、608号通達を見直しする根拠としては十分である。

一方、原因物質の発がん性でまず問題になるのは、じん肺の中でもっともポピュラーである「けい肺」の原因物質「結晶質シリカ」の発がん性である。「結晶質シリカ」とは聞き慣れない用語だが、シリカとは二酸化珪素のことで、「遊離珪



酸」、「結晶性シリカ」、「珪酸粉じん」、「二酸化珪素(結晶性)」などの用語は、いずれもけい肺の原因物質であるという意味で「結晶質シリカ」と同義である。)。

たとえば、石綿(アスベスト)によるじん肺、いわゆる石綿肺の場合、これに合併した原発性の肺がんの取り扱い(昭和53年10月23日付け基発第584号「石綿ばく露作業従事者に発生した疾病の業務上外の認定について」)は、石綿肺所見があれば、その程度によらず、業務上疾病として認める、あるいは石綿肺無所見者であっても、従事歴、医学的所見に応じて認めるとされており、これは、原因物質の石綿そのものに発がん性があるとの認識に基づく措置である。

したがって、けい肺の原因物質である「結晶質シリカ」に発がん性が認められるか否かは、じん肺合併肺がんの認定基準にも重大な影響をもつことになる。それは、とりもなおさず係争中の裁判にも大きな影響を与える。

結晶質シリカに「発がん性あり」

ヒトに対する物質の発がん性の認定に関して、

IARCの発がん性分類

グループ1	ヒトに対して発がん性がある
グループ2A	ヒトに対しておそらく発がん性がある
グループ2B	ヒトに対して発がん性があるかもしれない
グループ3	ヒトに対する発がん性について分類できない
グループ4	ヒトに対しておそらく発がん性がない

世界的にもっとも権威のある機関が国際がん研究機関(International Agency for Research on Cancer: IARC)である。IARCは、世界保健機関(WHO)の研究機関である。日本産業衛生学会の発がん性物質分類もIARCを基本としている。

そのIARCが、昨(1996)年10月にフランスのリヨンで開催した作業グループの会合で、結晶質シリカの発がん性を「グループ1」(ヒトに対して発がん性がある)にグレードアップする決定を行った。このことは専門家の間では昨年未ぐらいから話題になっていたらしい。インターネット上のIARCのホームページにもこの情報が掲載されている。(http://www.iarc.fr/publications/vol68.htm)

裁判上では、1997年7月9日の福岡地裁での津田敏秀医師(岡山大医学部衛生学教室講師)の証言中で、この事実がはじめて明らかにされた。こうした情報を把握しているはずの労働省は、これまで全く明らかにしていない。

以下が、そのアナウンスの関連部分の和訳である。

人体への発がんリスクの評価に関するIARCモノグラフ—シリカ、珪素化合物、炭坑粉じん、パラアラミッド線維 (68巻)

1997年4月利用可能、さらに注文受付中
ISBN 92 832 1268 1

1996年の10月に11か国の19人の専門家からなるワーキンググループと8人のオブザーバーによって、結晶質シリカ、非晶質シリカ、palygorskite、sepiolite、wollastonite、いくつかの自然のもしくは合成のzeolites(erionite以外の)、coal dust、para-aramid fibrilsへの曝露の、人体への

発がん性の評価がなされた。後者の3つの物質は別にして、これらの物質に関するモノグラフは以前に出版されていた。つまり、1987年のIARCモノグラフの42巻においてである。世界各地で見られる、あるzeoliteの堆積物の線維性成分であるerioniteは、1987年のIARCのモノグラフの42巻増刊7号において、グループ1、すなわち人体への発がん物質として分類されている。

職業起源の石英もしくはクリストバライトの形態で吸入された結晶質シリカは、人体への発がん物質(グループ1)として分類された。これは「おそらく人体への発がん物質(グループ2A)」としていた以前の分類からの昇格である。この元となったのは、特定された状態での経気道の結晶性シリカの発がん性に関して、人体において共に十分な証拠を提供している比較的大きな数の疫学研究である。これらの研究のうちの多く(すべてではない)では、肺がんのリスクが上昇し、そして、その上昇は交絡要因では説明できない。ここで交絡要因とは、喫煙、砒素曝露、ラドン曝露、もしくは他の曝露などである。齧歯類を用いた発がん研究では、肺腫瘍は吸入曝露によるいくつかの研究で、ラットにおいて誘発されており、これは人体における証拠を支持している。機構的な証拠は、結晶質シリカに反応したラットにおける肺腫瘍の発達は、著明なしかも持続する炎症と上皮の増殖の結果であることを示している。しかし、表面で生成される過酸化物質や直接の遺伝子毒性の影響に関する役割は、検出できなかった。反面、非晶質シリカが発がん性のリスク要因であるかという証拠は、疫学研究と実験研究の背景の元に不適切と考えられた。したがって、非晶質シリカは人体への発がん物質として分類することができない(グループ3)とされた。

(中略)

最初の発表:1996年12月13日、

このアナウンスにもあるように、正式の文書(IARCモノグラフ第68巻)として刊行されたの

は、今(1997)年になってからである。約500頁のモノグラフのシリカの項の

「5.5 Evaluation」(210頁)には、

評価

労働によって石英またはクリストバライトの形で吸入したシリカがヒトに対し発がん性を有することは十分明らかである。……石英およびクリストバライトが実験動物に対し発がん性を有することは十分明らかである。……

「Overall Evaluation」(211頁)には、

総合評価

総合評価を行うに当たって作業グループは、研究されたすべての業種の環境においてヒトに対する発がん性が認められたのではないことを述べた。発がん性は結晶質シリカの本来の特性やその生物学的作用やその多形体の分布に依存している可能性がある。

労働によって石英やクリストバライトの形で吸入された結晶質シリカはヒトに対して発がん性を有する(グループ1)。

非晶質シリカはヒトに対する発がん性については分類できない(グループ3)。

と記されている。

注目すべき部分は、「労働によって石英やクリストバライトの形で吸入された結晶質シリカはヒトに対して発がん性を有する(グループ1)」である。

もちろん、IARCはシリカ(二酸化珪素)一般の発がん性をグループ1と認めたわけではない。「労働によって石英やクリストバライトの形で吸入された結晶質シリカ」の発がん性をグループ1とする、というのである。しかし、「そうか、かなり特殊な場合なのか」と考えてはいけない。それは下記のような、モノグラフ中のシリカの説明(訳文)を読めば明らかだろう。

「シリカ(二酸化珪素)には、結晶質および非晶質の2つの形態がある。自然界に見られるいくつかの結晶質多形シリカのうち、石英が最も一般的

に見られ、ほとんどのタイプの岩石、特に花崗岩、砂岩、珪岩や砂や土壌に豊富に存在している。クリストバライトとトリディマイトは火山岩に見られる。石英を含んだ物質は用途が広いため、労働者は、実にさまざまな産業や職種で石英に曝露する可能性がある。0.1mg/立方メートル以上の吸入可能なレベルの石英が最もよく見られるのは、花崗岩の石切、加工、砕石および関連産業、鋳造、陶器産業、建設業、サンドブラस्टイングなどの、金属、非金属および石炭の鉱山や精錬所などである。クリストバライト(cristobalite)は、石英またはその他の形態のシリカから高温(>1400℃)で、(珪藻土などの)非晶質シリカからは幾分それより低い温度(800℃)で形成される。クリストバライトの曝露は、特に珪藻土の使用および焼成、そして耐熱材の設置や補修作業とも関連している。低μg/立方メートル範囲の吸入可能な結晶シリカのレベルは、外気中に一般に存在していると考えられている。さまざまな消費材や嗜好品を使用している間に曝露が生じる。

非晶質シリカは、生物源堆積シリカや火山性シリカガラスとして自然界に存在する。生物源堆積シリカのひとつの形態である珪藻土は、海底に沈着した珪藻類の骨格に由来し、少量のクリストバライトや石英を含んでいる。(クリストバライト含有量を大幅に増加させる)焼成後、珪藻土は濾過剤、殺虫剤の担体、塗料や紙の充填材、さまざまな産業の耐熱剤や研磨剤として使用される。非晶質、結晶質両方のシリカの職業性曝露は珪藻土の製造および使用時に発生する。非晶質シリカの繊維は、サトウキビや米などのさまざまな植物によって生産され、農作業中に空中に放出されて吸入されることもある。

大量の合成非晶質シリカは、火成(蒸散)シリカや特に湿式法シリカ(析出シリカおよびシリカゲル)として製造され、後者は特にエラストマー強化材、樹脂、塗料、歯磨き粉などの濃化材、汎用添加材として使用される。合成非晶質シリカの曝露は生産時、使用時に生じる可能性がある。合成非晶質シリカは、凝固剤としてさまざまな食品の微量成分(<2%)として含まれており、また一部

じん肺の種類と発生職場

原因となる鉱物	じん肺の種類	発生職場
非結合型珪酸	典型珪肺	金属鉱山、隧道、石工、耐火煉瓦、硝子工など遊離珪酸濃度がおよそ30~40%以上の粉じん職場
	非典型珪肺	遊離珪酸濃度が約20%以下の粉じん職場
	急進珪肺	隧道、サンドブラスト、珪石粉碎など高濃度粉じん曝露
珪酸化合物	石綿肺	石綿織物工、石綿セメント工、断熱工など
	滑石肺	滑石の製造工場、ゴム工場、製紙工場など
	珪藻土肺	珪藻土の採掘、珪藻土工場名など
アルミニウムとアルミニウム化合物	アルミニウム肺	金箔製造工場など
	アルミナ肺	アルミ再生工場、アルミ製造工場など
	蠟石肺	ルツボ工場、その他の窯業
	シェイバー氏病	ボーキサイトの電気精錬
鉄化合物	溶接工肺	溶接工
	硫化鉄肺	硫化鉄鉱山、硫安工場など
	硫化鉄焼肺	鉄鉱運搬、処理
鉛とその化合物	鉛じん肺	蓄電池製造工場
希土類金属	希土類じん肺	アーク灯を用いた印刷工程
ベリリウムと化合物	ベリリウム肺	ベリリウム精錬、加工
炭素	黒鉛工	黒鉛鉱山、黒鉛工場、電極工場
	炭素肺	製墨工場、カーボンブラック工場
	炭鉱夫じん肺	炭鉱の採炭現場
	活性炭肺	活性炭製造工場

『労働衛生ハンドブック』731頁

の医薬品の補形材にも使用されており、それらを通して消化される。シリカヒュームは一種の(微量の結晶質シリカを含んだ)非晶質シリカであり、ある種の冶金工程から付随的に放出される。

シリカ粒子は、どのような機械的、熱的、化学的過程を経るかによって、その表面特性やさまざまな表面の機能特性の有無や多寡が決定される。表面の反応性はシリカ標本の採取源によって異なる。加熱によって表面が親水性から疎水性に変わる。特に破碎したばかりの表面は、経年化した表面よりも反応性が高い。(モノグラフ204~205頁)

であるから、IARCの定義は、けい肺発生職場での粉じん曝露そのものを意味していることがわかる。(なお、非晶質シリカがグループ3に分類

されたのは、結晶質シリカに比較してはるかに研究データが少ないことと動物実験での発がん性データが弱いことによるようである。)

モノグラフ207~208頁の「結晶質シリカ(石英及びクリストバライト)に関する知見の要約」には、

「結晶質シリカの評価について、交絡因子を最小限に抑えてシリカ曝露と発がんリスクとの相関を検討した研究としては、以下のものがある。

- (1)米国サウスダコタにおける金鉱山労働者の研究、
- (2)デンマークにおける砕石労働者の研究、
- (3)米国バーモントにおける花崗岩置き場および石切場の労働者の研究、
- (4)米国における粉石業労働者の研究、
- (5)米国の珪藻土産業労働者の研究、
- (6)中国における耐火レンガ労働者の研究、

(7)イタリアにおける耐火レンガ労働者の研究、(8)英国における陶磁器労働者、(9)米国およびフィンランドにおける登録珪肺患者のコホート研究。これらの研究がすべて過剰発がんリスクの存在を実証しているわけではないが、行われた疫学研究が比較的多かったことと、対象となった集団と曝露環境の幅広さから見て、結果が一様でないことはある程度予想される。一の研究では、累積曝露、曝露期間、珪肺症と解釈されるレントゲン所見などの代替指標、あるいは、ある研究例に見られるように、最大強度曝露と相関してリスク勾配の上昇が観察されている。こうした理由から、作業グループとしては、疫学的知見は全体として、職業性曝露に由来する結晶質シリカ(石英、クリストバライト)の吸入によって肺がんリスクが上昇するという見解を支持すると結論した。この観察された関係は、交絡やその他のバイアスによっては説明できない。」

と述べられているように、今回の改訂は、疫学的証拠によるところが大きかったといえる。前述のIARCのアナウンスもこの点を明記している。

結晶質シリカが、1987年段階ではグループ2Aと分類されたのは、動物実験発がん性データは十分(sufficient evidence)であるが、ヒトの発がん性データが限定的(limited evidence)とされたためであった。ヒトの発がん性データとは疫学的研究データのことである。その中にはけい肺患者での肺がん多発に関する研究も含まれ、モノグラフには次のような記載がある。

「珪肺患者

登録された珪肺患者の大多数が、過剰肺がんリスクを示し、その相対危険度は1.5から6.0の範囲に及んだ。肺がんリスクの過剰は、国、業種、期間の長短に関わりなく見られた。多くの研究は、使用した曝露指標はそれぞれ違うものの、曝露-反応勾配が存在することを示している。一部の研究、特にノースキャロライナ(米国)とフィンランドでの研究は、珪肺症と肺がんの間に交絡されない相関が存在することを示す十分な証拠を提示している。」(モノグラフ207頁)

じん肺合併肺がん訴訟への影響

じん肺患者に肺がんが多発している疫学的証拠は十分にあり、これに加えて、(じん肺の原因は無機および有機物質の粉じんであるが)主要なじん肺であるけい肺の原因物質の結晶質シリカの発がん性を認めた今回のIARCの決定によって、じん肺合併肺がんの医学的因果関係の証明はもう十分すぎるものとなったと考えられる。また、じん肺という病変そのものががんを発生させる要因となるという考え方もいまだ有力であるし、「医療実践上の不利益」も明らかであることも加味すれば、じん肺合併肺がんは業務上疾病とすること、あるいは合併症として取り扱うことが適切かつ急務である。

このされた国やそれを擁護する御用学者の反論は、「肺がんの発生機序が未解明」、「タバコの方が危険」ということぐらいであるが、これは「一点の曇りもない証明を求めるに等しい」暴論、あるいは問題のすり替えにすぎない。

以上のように、IARC決定は、じん肺合併肺がんの医学的因果関係論の根本にかかわる決定であるので、今後のじん肺合併肺がん訴訟にも大きな影響を及ぼさざるを得ない。進行中の訴訟は、業務上決定を前提としたすみやかな解決が適当であろうし、同時に、608号通達の早急な見直しが迫られるとともに、粉じん作業の健康管理対策にも影響を及ぼさざるを得ないと考えられる。

専門家会議検討結果報告書(1978)

ここで、これまでのじん肺合併肺がんの裁判の経過を概括してみたい。

じん肺合併肺がんは、1960年代半ばから目立ちはじめ、1970年代半ば以降急激に増加したといわれる。じん肺患者の延命傾向の中で潜在していた肺がんの超過危険が顕在化したと理解できるという専門家の指摘もあった。こうした状況の中で、労働省は、1976年から「じん肺と肺がんとの関連に関する専門家会議」(座長 千代谷慶三・

珪肺労災病院)に検討を委嘱し、1978年10月18日に、「じん肺と肺がんとの関連に関する専門家会議検討結果報告書」(以下、報告書)が出された。

報告書は、珪酸または珪酸粉じんの発がん性については、「これを積極的に肯定するような見解は得られなかった」とし、病理学的検討でも、「病理学的形態学的立場からじん肺変化が肺がんの発生母地となりえると断定するには証拠が乏しい」とする一方で、じん肺と肺がんの合併頻度については、「じん肺罹患者のうち剖検が行われた集団のみならずけい肺を主体とするじん肺で療養中の患者集団においても、肺がん合併率が高い傾向がうかがえる」と合併率の高さを確認している。(当時から今回のIARC決定は示唆されていたといえる。)

そして、末尾の「じん肺合併肺がんに対する行政的保護措置の必要性について」では、次のように記されている。608号通達につながるので、少し長くなるが、以下に引用する。

「以上の成績を総括すると、じん肺と合併肺がんの因果性の立証については、今日得られている病理学的ならびに疫学的調査研究報告の多くをもってしても、なおかつ病因論的には今後の解明をまたねばならぬ多くの医学的課題が残されている。そしてこのことは、単に我が国のみならず諸外国においても同様の傾向にあると考えられる。

しかし一方、我が国のじん肺と肺がんの合併の実態は、じん肺剖検例ならびに療養者において高頻度であることが明らかである。また、肺がんはじん肺進展過程の様々な次元においてそうした傾向の合併が認められることを示唆した報告がある。しかもじん肺合併患者を取り扱った一般医療機関の臨床医師により、①肺がんの早期診断がしばしば困難となる、②肺がんの内科的、外科的適応が狭められる、③じん肺と肺がんの両者の存在のもとでは一層予後を悪くする等種々の医療実践上の不利益が指摘されている。加えて、これら臨床医師の多くがかかる患者に対して何らかの行政上の保護措置の必要性を指摘していることは看過できない。

したがって、じん肺に合併した肺がん症例の業

務上外の認定に当たっては、これらのじん肺罹患者の病態と予後にかかわる実態が十分に考慮され、補償行政上すみやかに何らかの実効ある保護施策がとられることが望ましい。

なお、じん肺合併肺がんの発生予防のため、合併肺がんにかかる病因論的解明をいそぐとともに、職場健康管理の徹底、在職時のみならず離職後におけるじん肺罹患者のサーベイランスシステムの確立が不可欠である。さらに、必要に応じてretrospective または prospective な疫学調査が可能となるような体制の整備を推進されることが併せて望まれる。」

1978年時点で、すでに、じん肺患者における肺がん多発は公式に事実として認識されていたことがわかる。しかし、報告書が示した「保護施策」への積極性は、この年の11月2日に出された608号通達には部分的にしか生かされなかった。救済対象を「管理区分4」または「管理区分4相当」に限定したからである。

裁判上の論争

608号通達は、じん肺合併肺がん患者は例外的救済対象にすぎないとするものだが、報告書と合わせて読むと、趣旨と救済対象の関係が矛盾していることがかなり明確である。加えて、じん肺と肺がんの関連が積極的に否定されているわけでもないことが影響したのか、その後裁判では不支給決定を取り消す判決も出される。

●苦小牧労基署長事件・札幌地裁判決(1982年3月31日)

本件は、1973年に死亡した労働者(じん肺管理区分決定をうけておらず、じん肺あるいは合併症で療養中ではなかった)の妻が請求した遺族補償給付等に対する不支給処分(1974年7月18日付)の取り消しを求めた裁判。

判決は、じん肺と合併肺がんとの因果関係の存在については確証できないが、前述の最高裁判例を引用し、「病理学的因果関係の存在や厳密な意味における疫学的因果関係の存在が証明される

ことは必ずしも必要ではないというべきである。」とした上で、いくつかの報告の限界を認めつつも、「じん肺とこれに合併する肺がんとの因果性を強く推測させるものである。」とした。「少なくとも本件で問題となっているけい肺に関しては、これに罹患している者に原発性の肺がんが発生した事実が立証されれば、この肺がんは右けい肺に起因すると事実上推定するのを相当とし、右肺がんがけい肺と関連性を有しないとする特段の反証がなされない限り、訴訟上両者の間に相当因果関係の存在を肯定するべきである。」「管理4と決定された者のみに限定すべき理由はなく、中等度又は軽度のけい肺に罹患した者についてもこれを認めるべきであると考えられる」と判示した。そして、当該労働者は、軽度のじん肺に合併した原発性肺がんであるから、不支給処分は違法であると判決した。結晶質シリカの発がん性については特に述べられていない。

先進的な判決であったが、控訴審においては、じん肺そのものが否定され、原告が敗訴、上告審でも棄却され、原告敗訴が確定した。(札幌高裁1985年6月26日判決、最高裁第3小法廷判決1986年10月7日)

●八幡浜労基署長事件・松山地裁判決
(1990年1月25日)

本件は、1981年に死亡した労働者(管理区分3のイ(エックス線写真像第2型、肺機能障害あり)、合併症:結核性胸膜炎で療養中に肺がんを発症して死亡)の妻が請求した遺族補償給付等に対する不支給処分(1982年3月29日付)の取り消しを求めた裁判。当該労働者は、トンネル掘削工事に従事しており、けい肺であった。

本判決は、じん肺(けい肺)と肺がんの因果関係については、「じん肺(けい肺)の原因物質である珪酸に発がん性がないことは、ほぼ医学上の定説であり、また、じん肺が肺がんの起因原因になっているとの医学上の見解も存するが、右見解は未だ医学上の定説になるには至っていない」としながらも、各種の研究をもとにして、じん肺患者の肺がん合併率の高さ、石綿肺合併肺がんの相対危

険度と比較してもじん肺合併肺がんのそれは決して低くないこと、当該肺がんの部位などから、じん肺と肺がんとの関連が推定されると同時に、積極的に否定する見解も存在しないとして、本件について「訴訟上の相当因果関係を認める」と判断した。608号通達の妥当性については言及されていない。

珪酸(結晶質シリカと同義と考えられる)の発がん性を否定しているが、1987年にIARCが結晶質シリカをグループ2Aに分類しているのとはいささか対照的である。この判決の見解は、1983年国際じん肺会議での議論が「珪酸じんそれ自体が発がん性を持っていないとの考え方が多数であった」との認識や1979年から1983年に全国11労災病院で行われた「じん肺と肺がんの関連に関するプロジェクト研究班」(主任研究者 千代谷慶三)の研究報告(以下、プロジェクト報告)が珪酸粉じんそのものの発がん性に否定的であったことによったとみられる。

本判決は、労働省が控訴を断念し、確定した。

●佐伯労基署長事件・大分地裁判決
(1991年3月19日)

本件は、1982年に死亡した労働者(過去に合併症として肺結核に罹患した経験を持ち、死亡直近では「管理3イ」、合併症として続発性気管支炎に罹患し要療養とされ、主治医は死亡10か月前には著しい肺機能により「管理4」との診断を下していた。)の妻が請求した遺族補償給付等に対する不支給処分(1984年3月29日付)の取り消しを求めた裁判。当該労働者は、アーク溶接工であり、セメント工場、採石場、鉄工所などの粉じん職場で働き、じん肺に罹患した。また本件は、肺結核に由来する結核性癆瘵から発生した癆瘵がんであった。

判決は、これまでの裁判にもまして多くの医学的証拠を検討した上で、「一般的にじん肺とこれに合併する肺がんの間には密接な相関関係があること、じん肺による肺内の病理組織学的変化が肺がん発生に寄与しているとの意見が多く報告されている」と一般的に認定した上で、個別的にも本件の場合、合併症である肺結核の癆瘵から生

じた肺がんであること、主治医の意見などから管理区分4と3の限界的事例だったことなどから、「じん肺と関連性を有しないとする特段の事情が認められない限り、その肺がんは同人の罹患していたじん肺に起因して発生した、すなわち両者の間に相当因果関係を肯定するのが相当である」とし、本件を業務上の疾病と認めたのである。

松山地裁判決の場合と異なり、本件の場合には喫煙者であったため、国側からは「喫煙が肺がんの重要因子」であると主張されたため、判決でもこの点について判断している。判決は、当該労働者が死亡約10年前まで1日20本程度、その後減少したものの死亡約2年前まで喫煙を続けていたと認定した上で、前述のプロジェクト報告がじん肺患者の高い肺がん合併率は「じん肺が本質的にもつ超過危険がもたらす現象であると理解された」と報告していることや本件の肺がん組織が喫煙との関連が低いものであるとの報告などから、「とくに喫煙の影響がじん肺の持つ危険を超過し、じん肺と肺がんの関連性を否定するほどに強かったとは認められず」として、喫煙が「特段の事情」とは認められない、と判断した。608号通達に関しては、違法であるとの判断はなかったが、報告書の趣旨からして、「労災補償における行政の公平な取り扱いの要請からするとじん肺と肺がんとの因果関係の認定に当たっては、管理4とそれ以外のものを峻別して後者についてのみ一律に厳格な立証を要求するのは必ずしも相当とは思われない」として、当該労働者の場合は、管理3と4との限界的事例であること、じん肺合併肺結核によって肺がんの診断が遅れていることから、本件を業務上とする方が、「局長通達の目的、趣旨に合致すると思われる」と判示した。

結晶質シリカの発がん性については、特に判断はなく、専門家会議報告書の否定的見解が引用されたのみであった。

本件は、福岡高裁に控訴された。

●佐伯労基署長事件・福岡高裁判決
(1994年11月30日)

上記2つの判決によって裁判上の判断も定着

したかにみえたが、本判決では、大分地裁判決が覆され、原告逆転全面敗訴となった。判決は、内外の研究や報告を数多くただ羅列的に示した上で、「以上のとおり、じん肺と肺がんとの関連については、多発する症例の報告や高率の合併頻度に関する報告は増えているものの未だ両者の因果関係を肯定する状況にはない。」と認定した。個別的な問題としての結核性癆瘵からの発症についても、「相当因果関係は認められない」とした。また、608号通達については、「相応の合理的根拠を有する」と認定した。はじめに結論ありき、科学的検討をまじめにおこなうことを放棄した、行政追跡の極めて反動的な判決であった。この判決の直前に、被告側から「じん肺患者の病後の経過に関する調査研究結果報告書」(1993年中央労働災害防止協会)が証拠提出されたが、このずさんな報告書も本判決にかなりの影響を与えたとみられる。

結晶質シリカの発がん性については、特に「けい酸ないしけい酸塩の発がん性についての知見」という章を設けて検討している。その項目の最初に、IARCがグループ2Aとしていることを、消極的意味合いで取り上げている。そして、「以上によれば、けい酸ないしけい酸塩自体の発がん性があることは国内外で医学上未だ確定されていず、むしろ消極説が現段階の支配的見解と考えられる」と判示した。

また、「被控訴人の主張について」の章では、「前期認定事実によれば、じん肺と肺がんの合併頻度に関する調査研究報告は増えているが、じん肺(けい肺)の原因物質であるけい酸にヒトに対する発がん性があることは医学上未だ確定されていず、むしろ消極説が支配的見解と考えられる」と述べており、高裁判決全体を支配する懐疑論の重要な部分を占めていることをうかがわせている。

本件は、最高裁に上告中である。

●広島中央労基署長事件・広島地裁判決
(1996年3月26日)

本件は、1984年に死亡した労働者(管理3口、合併症:続発性気管支炎で療養中に肺がんを発症した)の妻が請求した遺族補償給付等に対する不

支給処分(1985年7月16日付)の取り消しを求めた裁判。当該労働者は、坑夫として約29年間じん作業に従事した。

疫学的因果関係については、「現時点では、疫学的にみて、じん肺と肺がん発生との間の疫学的因果関係については、これが存在する可能性があるといえるにとどまり、これが存在するとまで認めることはできない」と認定した。その根拠のひとつに、IARCが結晶質シリカをグループ2Aとしていることを上げ、IARCがグループ1としなかったのは、「実験動物に関しては発がん性の十分な証拠があるが、疫学調査の結果を含めて総合的に検討した結果、結晶性シリカと肺がん発生との間に因果関係があるとまでは断定できなかったからであると認められる」と判示した。

疫学的因果関係が可能性にとどまるとの判断に加えて、本件肺がんの組織型および原発部位がじん肺との因果関係を基礎づけず、喫煙習慣(1日30本程度を約30年間)が肺がんの発生原因である可能性がある、ことを理由にあげて、当該労働者の肺がんがじん肺に起因したかどうかについては、「通常人が確信し得る程度に立証がなされているとはいえない」とした。

一方、エックス線写真上の多数の粒状影による早期発見の遅れ、じん肺による著しい肺機能障害の存在とこれによる手術の困難があったことを認め、これが「医療実践上の不利益」に当たるとして、当該労働者の肺がんを業務上と判断した。当該労働者の場合、管理3と4の限界上であるとも認定した。「医療実践上の不利益」に着目した608号通達の趣旨を、労災保険法第1条「労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする」の趣旨にもかなうものであると評価し、「局長通達の右管理区分に係る要件を充足しない場合であっても、じん肺に合併した肺がんであって前記のような医療実践上の不利益があるものについては、業務上の疾病であることを否定すべき根拠は何ら存在しない」との判断を前提としての業務上判決であった。

労働省は控訴し、広島高裁で係争中である。そして、広島地裁判決の趣旨は、冒頭で述べた

札幌地裁判決に踏襲されることになった。

このように、福岡高裁判決以降、救済判断は出されてきているものの、基本となる疫学的因果関係については消極的判断にとどまっている。IARCの決定は、この部分の見直しを強く迫っているのである。

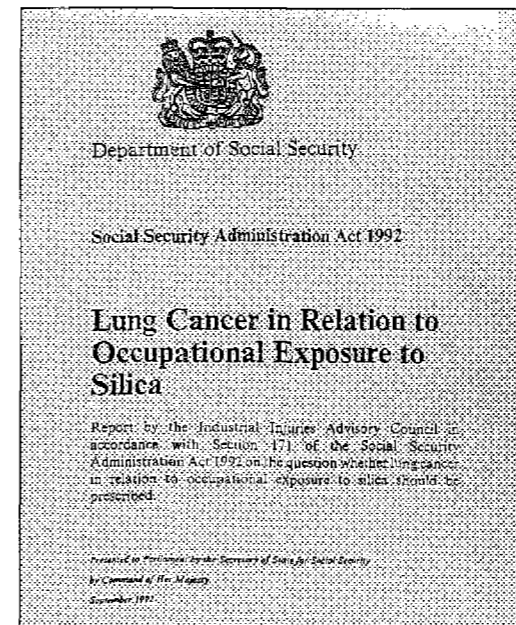
現在、筆者の知るところでは、福岡地裁(2件が併合審理)、岐阜地裁で同様の裁判が取り組まれている。

今回のIARC決定を云々するまでもなく、1978年に出された専門家会議報告書の認識などからすれば、608号通達そのものが当時においてさえ、被災者救済という労災保険法の目的、趣旨を逸脱した違法なものであった。松山、大分の各地裁は、社会的常識に沿った判断を行い、被災者救済の流れは定着するかにみえた。実質的に、通達の問題性が明らかになっていってきてもかかわらず、労働省はこれを改めることをしないばかりか、裁判上の争いを無責任にも継続し、1993年中災防報告を国内の学者を動員して作成するなどの犯罪的行為をさらに重ねた。福岡高裁はこのことを見抜けず、また、労働省に動員された学者たちは知るか知らずかこれに手を貸した。行政、司法、そして中災防、労働省に利用されている(利用されたがる)研究者たちの責任は非常に大きいといわなければならない。そして、現在もその愚行が続けられている。

イギリスの合併肺がんの取り扱い

日本におけるじん肺合併肺がんは608号通達によっているが、他国の例として、歴史もあるイギリスの場合を紹介する。ここに掲載する文書は、職業性シリカ曝露関連肺がんの取り扱いを検討した審議会報告であり、補償制度に取り入れられているものである。

結論として、ILO分類1/1型のけい肺に合併した肺がんは認定疾患とすべしというものである。日本のエックス線写真分類とILO分類は異なるので注意を要するが、ほぼ管理区分2以上、すなわち、けい肺所見が明確な場合は、合併肺がんを労



災として認めるという内容と考えられる。なお、けい肺に罹患していないシリカ曝露労働者の肺がんについては、今後の検討課題として見送られている。

これは、1992年段階のものである。福岡高裁判決やその根拠のひとつとなった中災防報告がまとめられたのが1993年であることを考えると、日本の労働省などの怠慢と無責任さがうかがえるのではないだろうか。

社会保障管理法(1992年) 職業性シリカ曝露関連肺がん

職業性シリカ曝露関連肺がんを認める (prescribe) べきかどうかについての、社会保障管理法117項にもとづく労働災害審議会の報告
社会保障担当内務大臣によって議会に提出された女王陛下の命により

1992年9月
Hon Peter Lilley
社会保障担当内務大臣 宛

職業性シリカ曝露関連肺がん

当審議会の調査作業部会は、職業性疾患に関する

新しい科学的文献を定期的に検討している。部会は、けい肺と肺がんの過剰リスクの結びつきを示唆する研究が近年増加していることを知っている。

それゆえ、当審議会は、この分野におけるそれらの研究について十分な調査をおこなった。われわれが調べた疫学的研究の多くは、けい肺に罹患した集団を含んでいた。われわれは、けい肺と肺がんの過剰リスクとの結びつきの証拠のレベルは、認定疾患 (prescribed diseases) リストに加えられよう、貴職に勧告するに足る十分強いものであるとの結論に達した。

しかしながら、遊離珪酸(フリーシリカ)曝露が肺がんをもたらす証拠は未だ決定的ではない。したがって、貴省がシリカ曝露労働者に関する記録を調査に供することに同意されたことを、われわれは歓迎している。

調査作業部会は、この問題の検討を継続していき、状況に変化があれば、再度貴職に報告するであろう。

以上によって、このたび私は当審議会を代表し、けい肺合併肺がんが認定疾患リストに加えられよう勧告する本報告を送るものである。

会長 J. M. Harrington 教授, CBE
1992年6月23日

職業性シリカ曝露関連肺がんに関する報告書

緒言

1. 労働災害審議会は、シリカの職業性曝露と肺がんの発現との結びつきを示唆する研究が近年増加していることを知っている。
2. 現在、労働災害保険の下で給付対象となる肺がんは、別表1に掲げた職業性曝露のいずれかによるものである。シリカは肺がんの原因としては認められていない。
3. しかしながら、結晶質シリカは、一般に認められた珪肺(肺の結節性線維化を特徴とする疾患)の原因である。結晶質シリカは、天然に、石英(最も重要)、クリストバライト、トリディマイトの3つの形態で存在している。これらすべてが珪肺の原因となりうる。珪肺は、認定疾患

規則スケジュール1第2部に掲げた職業性曝露に関連して認められた疾患群であるじん肺症のひとつである。

調査の方法

4. 審議会の作業グループ(RWG)の検討によって、十分な調査を保證できるだけの調査結果が蓄積されているという結論が得られた。われわれは、1990年7月30日のプレスリリースを通じてわれわれの調査を公表し、調査対象となっている条件や職業について特別の知識を持っていると思われる個人、団体に対し、根拠となる事実を提出するよう求めた。われわれは、口頭または文書による資料の提供を受けた(資料提供者のリストを別表3—省略—に掲げる)。このほかにわれわれは、国際がん調査機関(IARC)が発表したこの問題に関する重要なレビューを含む、入手可能なすべての文献についても検討を加えた。

認定のための要求事項

5. ある疾病が労災保険の下で職業病として認定されるために満たさなければならない法的条件は、1992年の保険料および給付法の第108(2)項(かつては1975年社会保障法第76(2)項)に定められている。「被雇用者に関連してある疾患または負傷が認められるのは、内務大臣が以下の内容を確認する場合である。

- (a) その原因およびその他の関連する考慮事項に鑑み、その疾患または負傷がすべての人々に共通のリスクとしてでなく、職業性のリスクとして扱うべきである。
- (b) したがって、特別の事情がない限り、個々の事例をその就労の性質に帰することを、合理的な確実性をもって断定もしくは推定することができる。」

言い換えれば、ある特定の物質に曝露した、もしくは特定の職業に就労した労働者にリスクが認められる場合、個々の事例において疾患と職業との連関を合理的に推定もしくは断定することができる、ということである。

根拠となる事実

6. 根拠となる事実を検討する際、われわれは以下の2つの問いを立てた。

- (i) 珪肺患者において肺がんリスクの上昇が存在するか。
- (ii) シリカを吸入しながら珪肺の所見のない場合に肺がんリスクの上昇が見られるか。

7. 外国での複数の研究は、珪肺患者における肺がんリスクを検討している。それらの研究を解釈する場合、次の2つの問題が生じる。

- (i) ラドン、アスベスト、多環式芳香族炭化水素などの既知の職業性発がん物質に同時に曝露したことによって、得られた関連性が交絡因子の影響を受けている可能性がある。
- (ii) こうした研究のほとんどが、珪肺の補償を得ている労働者を対象にしたものである。補償の認定に当たって通常根拠となる労働不能(disability)は、喫煙者や肺がんが存在する患者において高くなる可能性がある。被験者の選択におけるこうしたバイアスがリスク評価を誇大にする可能性がある。

8. こうした問題にもかかわらず、根拠となるべき事実を総合すると、珪肺症の患者において肺がんのリスクが実際に大きくなることが示唆される。特に、シリカに曝露した労働者集団を対象とし、こうしたバイアスや交絡因子の影響を考慮した最近の研究は、肺がんの発生率が明らかに高くなることを示している。

9. 総じて、発表された研究から、珪肺患者では肺がんリスクが2倍高いことが明らかとなった。リスクが高くなるのは、珪肺のレントゲン分類が高いものに限られるとする根拠はない。したがってわれわれは、別表2に掲げた職業のうちいずれかで雇用された労働者においてILOの珪肺分類1/1以上の所見を伴う場合、原発肺がんを認めることを勧告する。

10. シリカ曝露歴があるが、珪肺に罹患していない労働者における肺がんリスクの上昇を検討した研究結果は限られている。複数の研究は、シリカに曝露した労働者の肺がん死亡率を検討しているが、ほとんどが喫煙やその他既知の職業性発がん物質の曝露の可能性などが適切

に考慮されていない。全体として、(珪肺所見のない患者における)肺がんリスクは、珪肺患者を対象にした研究の場合よりも低く、リスクの上昇の見られないものもあった。しかも、リスクが上昇する場合であっても、その過剰リスクが珪肺患者個人に限られるのか、それとも広く適用できるのかがはっきりしない。

11. したがって、これまでの研究は、珪肺所見の見られない患者におけるシリカ曝露に関連した肺がんを認める根拠としては不十分である。

勧告

12. 分類1/1以上のレントゲン所見から珪肺症を所見を伴う原発肺がんは、別表2に掲げた職業

のいずれかに従事したことのある者について認めることを勧告する。

13. 証拠を入念に検討した結果、珪肺症を伴わない結晶質シリカ曝露に関連した肺がんの認定を勧告することはできない。

14. 証拠の検討の結果、陶器または砕石労働者など、シリカに曝露するが、肺がんを引き起こすことが知られているほかの物質に仕事上曝露しない労働者集団を対象にした適切な研究をさらに行う必要があることが明らかとなった。われわれは、こうした研究が行われることを勧告する。



*原文はシェフィールド労働衛生プロジェクトのサイモン氏から送っていただきました。

別表1 肺がんに関連して認められた疾患

疾患	疾患	作業のタイプ
C22(b)	気管または肺の原発がん	ガス状のニッケル化合物の分解によってニッケルを製造する工場、その工程もしくはそれに付随する工程が行われる建物内での作業を必要とする作業
D8	次のうちいずれか一つ以上の所見を伴う肺の原発がん (a) アスベスト肺 (b) 肺両側のびまん性胸膜肥厚	つぎの作業に関わるなんらかの職業 (a) アスベストまたはアスベストの混合材の取り扱い作業 (b) アスベストの織物またはアスベストを含むもしくはアスベストからなるその他の製品の製造または補修 (c) 前述の作業で使用される機械または工場、およびアスベスト粉じんを収集する箱、建具および装置の洗浄 (d) 前述の作業のいずれかによって発生する粉じんによる相当の曝露
D10	肺がん	つぎの作業に関わるなんらかの職業 (a) スズ鉱山の地下作業 (b) クロロメチル、メチルエーテルの製造中に発生するビス-(クロロメチル)エーテルの曝露 (c) 純粋な形態のクロム酸亜鉛、クロム酸カルシウムまたはストロンチウムクロメートの曝露

別表2 勧告されたけい肺に関連した肺がんの認定

D.11. けい肺の所見を伴う原発肺がん	つぎの作業に関わるなんらかの職業 1. ガラス製造 2. 砂岩の掘削、採石 3. 窯業 4. 金属鉱石採掘 5. 粘板岩採掘、スレート製造 6. 粘土採掘 7. 研磨剤としての珪質材料の使用 8. 鑄造業 9. 花崗岩の掘削、採石 10. 石切、石工
----------------------	---

連載45

監督官労災日記

井上 浩

全国安全センター副議長

同和問題のこと

1974年9月19日(木)曇夕方雨

署長会議。監督課長が局署に同和対策推進担当者を置くことにしたらどうかと。

(埼玉局では同和対策は何もやっていないに等しかった。私の署勤務時代に関係地域については、労災保険も賃金統計でも調査に入らず、調査の必要があるときは商工会か何かに行き事業所には行かず、間接調査で済ましていた。また、クレーンの免許試験等については、こちらで出かけて行き無料?で行っていると聞いたことがある。職業安定所等では求人問題等で職員の自宅まで来られた例もあると聞いたが、基準局では問題は発生していなかった。しかし、全国的には問題がないわけではなく、関西や北九州等のどこかでは若い監督官が自殺した例もあったようだ。監督課長は福岡局の労災業務課長から転じて来たので熱心であった。日記に次のような記事がある。

7月16日(火)曇一時雨

午後、大宮署で山本委員長より同和問題について聴く。監督・安全衛生・労災の各課長ほか。この説明会は水を打ったように静かで、皆

ピリピリしていた。この問題について署長会議では局側の訓示や指示の終了後、S署長から本年の労災保険料申告で該当地区に未申告があったことと、K署長から管内に該当地区があるから、局で対策基準を設けてほしいという発言があっただけである。なお、私自身についていうと、幼時からそのような問題があることは全く知らなかった。小学校時代にも遊びに行ったりしたこともあり、降るような満天の星の下を叔母の同僚の娘さんを自宅まで送って行ったこともある。しかし、教師になった小学と中学の同級生や、戦後率先して社会党に入党した小学同級生には差別意識があったようである。私の遊びに行った地域がそのような地区であったことを私が知ったのは、戦後彼らに聞いたからであった。

職業病認定調査官

5月30日(木)晴曇

川越署の長島課長より。①Tハイヤー運転手が乗車拒否したところ、後刻事務所にお客の家族が来て運転手に暴行した。②業務上かどうか。(疑義あれば請求させること。)大宮署の署長と内野課長来局。内野課長が局労

災課職業病認定調査官の発令予定につき不満のため。署長ら退去後に課長の考え方を聞く。内野課長には、①職業病について課長の頭脳として機能してもらおう。②ただし、仕事量は少ないので15日程度はレセプトの審査をしてもらおう。③認定調査官は要職であり、本省の認定調査官は地方局監督課長のみから任用。(これは前述したように本省山口全労災補償課長が人事方針を変更したもの。課長も本省の職業病認定調査官よりの転出であった。監督課長は事業場監督とか捜査送検の主管者であり、1種試験合格者が監督官試験合格者のみが任用される。労災保険とは関係がないが基準局の中では最も権力的な部署である。)④職業病問題は監督・安全衛生課との連絡や署の指導等重要かつ困難な問題がある。⑤名古屋北署労災課長(4等級。局課長同格。)はノイローゼ気味で、局賃金課調整係長(5等級ポスト)へ降格希望転職した。(東京中央署のことと聞いていたが、人間の記憶は頼りない。)東京局中央署の労災課長は希望者なし。⑥認定調査官がいやなら賃金課等に変更したらどうか。内野課長の意向は次のとおり。①26年間も勤務したのに格が低い。机の位置から事業場や社労士に対しての体面もある。②レセプト審査については同格以下の医療係長との関係はどうなるか。

(仕事の質量とか、座る机の位置とか、上下関係の問題があった。そこで私は、山本監察官と私とで担当していた通勤災害の仕事を渡してそれに専従してもらおうことを考えて、前述したように課長、補佐、監察官と話し合い解決したのであった。その代償として、内野課長が担当することになっていた分のレセプト審査を監察官が引き受けることになったのである。

そうなると職業病認定調査官が通災業務を行うことになって変であるが、そんなことは何でもないのである。局署に置かれている〇〇官というのは、公務員の職階給制度により濫造されたものが多く、官職名と職務が相違しているのはどの官庁でもあることで、別に不思議がる程のことではない。なお、埼玉局に職業病認定調査官が設けられたのはこのときが最初であった。職業病闘争が全国的にはげしくなったので、地方にも認定調査官が設けられたのであるが、はげしかった理由の一つは戦争経験者が多かったせいもあるかもしれない。この頃、組合の大(たい)会を大(だい)会という一群の人びとがいたが、海軍で大尉や大佐を「だいい」とか「だいき」と言っていたことに無縁ではないかもしれない。日常使用する用語にも、その人の政治的立場が反映されている異様な時代ではあった。

監督課には1947年の基準局発足当時から送検事件台帳が、永年保存で格納されていた。格納箱は私が監督係長時代に前任地の春日部市内の鈴木桐箱工場に頼んで製作してもらったのであるが、そのまま引き継がれていた。私の係長当時は金子さん(前出。亀戸署長退職。東京社労士会専務)が持っていたが、今度は司法担当の私が保存することになり、あらためて見てみると考えもしない優良工場が送検されていたりして驚いた。中でも某署管内の大企業の部長が、労働者の死亡に関して送検されて罰金刑になっていたのには驚いた。送検当時は兄弟の1人は労働省の高級幹部であった。その幹部は特に意欲的な人で、永田さん(東京中央署長退職。前出)の話によると、その人が地方局長在任中に、部下の起案した年度計画を自分で全面的に書き直したとい

う。通常はあり得ないことである。また、本省在任中には第1線で使用する書式まで大変革(すぐに旧に復した。)したりした。兄弟ともに東大出であった。2人のほかにも兄弟があり、松岡先生がある人のことを「彼は〇〇君の兄弟ですよ」と言われたことがあった。その部長のその後を新聞で見ていると、常務→専務→社長→会長と順調に昇進され、つい数年前に相談役になられたようであった。これらのあれこれを考えると基準行政もいろいろ言われることもあるが、なかなか筋の通っているところもあるようである。送検したのは小さな監督署であったが、大きな企業を相手によくやったと言ってもよい。ついでに言うと、その台帳の入った桐の箱を金子さんは「骨箱」と言っていた。「泣くななげくな必ず帰る、桐の小箱に錦着て」という戦時中の俗謡があったからであろうか。金子さんは、あの頭山満翁と同県で長身の柔道有段者であった。

全国職業病交流集会

9月12日(木)晴曇

エチオピア皇帝退位。午後F建設の債権者説明会に行く。局労災松島氏、長谷川浦和署長、栗原浦和1主任同行。課長が「井上さんも加勢してくださいよ」と。(余りの細かさで仕事がいやになり、仕事の渦から離れて傍観していたのである。私が春日部署の監督係長のとき、山形局の監察監督官で首都圏に来たい人があり、私も含め数人に転出意向を打診されたことがあった。庶務課長は私に「監察監督官は署長にも物を言うことになるが、井上さんはおとなしいからどうですかね」と言った。その庶務課長はそれから3年後には、局長とともに組

合で追及することになったことは前述したとおりである。その時、交換人事に応じて東京局から山形局監察官に転出したのが現課長であったが、課長はそのことは知らなかったようである。その後数局をまわってきたのであるが、私より給料が低いと不満であった。しかし、給料はその後等級が私より1等級上がることにより解決した。)

9月13日(金)薄曇

午後F建設の従業員説明会に行ってみる。(F建設は倒産したのであった。)夕方局の廊下で組合のY氏に予算の状況を教えていると心配していたとおりに課長来る。(Y氏は理解力低くもたもたしていたのである。以前にも業務量方式が監督業務に導入されたとき、労働強化になるから検討したらと説明したが理解できなかった。現最高裁の高橋裁判官も「頭が悪いわね」と言われたことがあった。逆にほめられたのは関口謙一さんであった。特に有機溶剤中毒事件の捜査を激賞された。)課長は「予算の秘密の漏れたのが監察官だと分かったら大へんなことになる」と。予算が秘密などとは聞いていない。よい機会で退職してもよいかと考える。

9月17日(火)雨

課長、13日のことを何も言わず気を使っている。1日中明日の共産党議員来局の資料作り。遅く出勤するので仕事の波に乗れず。皆が遠慮して仕事を頼まないせいもある。Sより長い電話。母が違っていたことを知ったと。村松書記長より電話。24日に国公座長をやってくれと。浜田精機捜査嘱託予定。東京中央署より浦和署へ。

9月20日(金)曇

1日中AプライウッドのK社長の供述調査

作成。同年というのに老けた姿を見ると寂しい。行田署清水課長来局。BサイクルK工場220人中30人解雇、O電気200人中26人解雇と。

9月23日(月)晴曇

第8回職業病全国交流集会。大島氏(現新潟局特別司法監督官、当時局労災課)と出席。配布資料の中に労務スタッフ誌の私の文章を批難してある。感じ悪し。(労基署長の保険金支給決定は、労使間に権利義務を創設しないという私の解説を批難したもの。)

9月24日(火)雨曇

午前210号室の認定・補償分科会出席。熊谷署永尾氏(現埼玉局賃金課長補佐)出席者に労災行政を責められ大へんだというから、午後交替して212号室に出てやる。公務員の2面性で難しい。夜は関口全労働副委員長と2人で、労働行政の問題点と法制要求の交流会の助言者として出席。浦和の鉛中毒の労働者S氏と秩父のけいわんのM女史より質問される。同志社大辻村助教授より挨拶され驚く。(以前鉄鋼労連関係で八幡で一緒。前出)23時帰宅。(このときは39都道府県1,400名出席。前後を通じて出席者数は最高であった。しかし、当時日本労働者安全センターの蒲池さんに聞いたところによると、所属の労組に隠れて出席する人もあり、写真に撮られることを忌避する人たちもあったという。私自身はいつも全労働本部、主として春山明氏から直接依頼されて出席していたのであった。)

ノイローゼ多発その他

10月7日(月)晴

岡山局小栗栖監察官来局。そう快な秋晴れ気分よし。A署M課長、局B課N係長、C署K

監督官いずれもノイローゼ欠勤続く。(事務官から署の第2課長になり、安全衛生と労災保険を担当して直後に欠勤しはじめる人等この前後にも何人かあった。私の部下にもあったことは前述したと思う。大半の人は配転により解決した。)

10月11日(金)曇

課長がまたAプライウッドの捜査督促。結局、私を捜査主任にしたことで、それまで中心になって処理していたN氏がすっかり意欲をなくしたのが進まなくなった主要原因。(私もまたノイローゼになりそうで、課長と対決の腹を決めることで不満を解消しようとしていた。)

10月12日(土)雨

午前中一杯かかって、前科照会6、身上調査5、登記照会1。遅くまで原稿書き。食欲旺盛。

10月15日(火)晴曇

1日中Aプライウッドの送致書作成。浦和署の金子労災課長いろいろと相談に来る。(労災監察官当時に親しくしていたからだろうか。)

11月5日(火)雨曇

仕事終了後課内で小宴。N氏、本省に報告する監督件数が少ないので、500件増して報告したことがあると。(驚くべきことである。以前に浦和署ではO署長が、労災件数を実際より少なく局へ報告するように命じたとM技官から聞いたことがある。)

11月11日(月)晴

N氏と地検に行き1日中Aプライウッドの残業表の突合。(地検にはよく行った。突合をしていると周囲では副検事の取調べが行われており、私の近所の男性とおぼしき1人がのぞきで調書を取られたりしていた。また、公安労働事務課では検察庁内部の事情をあれこれと聞くことができ非常に参考になった。)

ラテンアメリカ訪問記

ペルーでの入管問題調査と
ブラジルの安全
センター訪問

田島陽子

関西労働者安全センター



ボリビアの「日系人」たち

●入国管理局で

12月の成田空港はたくさんの人でごったがえしていた。チェックインのためにみな何メートルもの列を作っている。その中には、私たちの向かおうとしている南米へ帰ろうとしている人たちがいる。彼らの話すのを聞いて、すでにスペイン語圏が始まったようで少しうれしい。

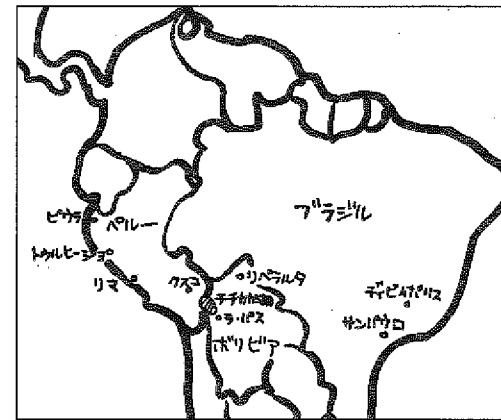
飛行機は、成田からマイアミへ。途中ダラスで合衆国への入国手続きをとり、マイアミで再び出国し、ボリビアに向かう。その合衆国で、あらためて経済大国の入国管理の横暴さを見せつけられた。ラテンアメリカの人の入国に対して、厳しいチェックを行っている。全員のパスポートを航空会社が預かっていて、飛行機の乗り降りの際にいちいち他の乗客と分けて、全員いるかチェックするのだ。

乗り換えて飛行機を降りるときに、間違っただけで残ってしまったところ、乗務員が預かったドキュメントを元に点呼をし始めた。飛行機を降りた通路を締め切っていたため、先に出損ねたわたしたちは、それが終わるまで傍

らで見ていなければならなかった。ダラスでの入国の時にも、他の乗客と分けて並ばされていた。せつかく日本で苦勞して働いて、やっと家族の元へ帰ろうとしているというのに。また、ペルーでは、帰り着いても、空港の入管や税関で、日本からの帰国とみると、何かと理由を付けてお金を要求されるというの聞いたことがある。自宅に帰り着くまで彼らの苦勞は耐えない。

ボリビアのラ・パスにある国際空港エル・アルトには、早朝に到着。季節は夏ではあるが、標高3,800メートルのため寒い。国際空港とはいえ、到着ロビーや入管の間に何の区切りもない。手続きを待つ列に並んでいると、髪をお下げに編んだ先住民風の女性が話しかけてきた。入国審査の書類を記入してほしいという。パスポートを見ると、ラ・パスに住むボリビア女性である。外国人のわたしが、初めてきた国で、現地の女性の代わりに字を書くことになるとは。そうしているうちに自分の番がきたが、わたしと一緒にいったもう一人がわたしの分の手続きも簡単にできてしまった。わたしは、その女性を手伝って窓口で顔も出さなかったのだが、30日の滞在資格の判がパスポートに押された。

日本とボリビアの間には、ペルーとのように査



証の相互免除協定はない。日本を訪れるボリビア人は、ボリビアで前もって査証を取得して日本に来なければ上陸できない。ボリビアを訪れる日本人も、同じく査証を取得しなければいけないにもかかわらず、わたしは査証なしに行き、ごく簡単な手続きで入国時に滞在を許可されてしまった。わたしたち日本人は、こういったことをどう考えればよいのだろうか。

●熱帯都市リベラルタ

ボリビア、ペルー、ブラジルの旅の間、ほとんど友人や知り合いの家に世話になり、ホテルを利用したのは6週間のうち1週間のみだった。訪ねていった友人はみな、日本にいたときよりも生き生きとして見えた。ボリビアのリベラルタを訪れた。北の方に位置し、ブラジルとの国境にも近い。気候はラ・パスとは違って変わって熱帯となる。リベラルタは、ボリビアではもっとも日系人の多いところで、日本への出稼ぎボリビア人の多くがこの熱帯都市の出身である。そこに日本で知り合った日系人の家族を訪ねた。

しかし日系とはいえず、日本文化というようなものはなにも受け継いでいない。あえていうなら、日本の名字がそれを示しているのみである。日系2世の10人兄弟の内4人が日本に出稼ぎに行き、そのうち2人はまだ日本で働いている。1年ほど前出稼ぎから帰ってきた35歳の次男マリオは、田舎で仕事がないのかぶらぶらしている。姉ミルタの家に一緒に住み、豚や鶏といった家畜

の世話など家のことを手伝っている。この家族は裕福な方である。家には大きな窯があり、そこでパンや菓子を焼いて売り、品数は少ないが雑貨屋もしている。それら商売は、近所に所帯を持っているほかの姉妹も手伝っている。また、家も大きく、空いている部屋を人に貸している。主に女性が働き家事を仕切っているが、男性は尊重され食事の時には上座に座る。

町外れに大きなアーモンド工場と製材所があり、多くの人がそこで働いている。町のあちらこちらで、アーモンドの殻が山になって捨てられているのを見かける。また、すぐそばにアマゾンの支流マードレ・デ・ディオス川が流れ、木材が運ばれていく。このマードレ・デ・ディオス川沿いの少し離れた町グァヤラメリンから、川を挟んだ対岸にあるブラジルの同名の町へ、人々は何の管理もいらずに船で自由に往来することができる。ブラジルの物価が高いため、ブラジル人がボリビア側のグァヤラメリンに買い物にやってくる。そのため、船着き場には、たくさんの船がお客を運ぶために集まり、にぎやかである。

リベラルタは拡大し続けている。マリオのバイクの後ろに乗せてもらい町を案内してもらおうと、中心から離れた地域に、瓦ではなく、木の壁とわらぶきのような屋根でできた家々に出くわす。彼の説明によると、2年前までは、このあたりは森であった。新しくできた地区だという。井戸を共同で使い、周りには小さな畑が作ってある。

子供たちと町を歩き回ったり、トラックの荷台に載って、湖まで泳ぎに行ったりして過ごした。日射しが強く、子供たちは水があると服のまま飛び込んでいた。都会育ちのわたしとしては、この生活は新鮮で楽しかった。もし仕事さえあれば、しばらく住んでもいいと思う。問題は、仕事である。ミルタの長男で15歳のヘススは、日本に働きに行きたいという。日系人協会に相談したが、最近はなかなかビザが出ない。あまり仕事がない、日本は賃金が高い、そのうえ若さから冒険を求める彼の気持ちはよくわかる。しかし、日本での外国人の苦勞も見ていたわたしとしては、賛成はしかなる。結局、彼に何も言えなかった。

●旅は続く…

リベラルタに近い、先住民の多い町トゥミチュコア。元の川から切り離されて自然にできた湖にカヌーで浮かんだ。中央の島は人の手が入っておらず、町の名の由来であるトゥミの木が茂っている。一緒にいた1世のおじさんが、とおる声で沖縄の歌を歌った。ちょうどわたしの父親と同じ年代の彼は、20代でポリビアに渡った。日本人が訪れると自ら案内役をかって出ているという。彼の歌は、不思議と熱帯ジャングルに似合った。

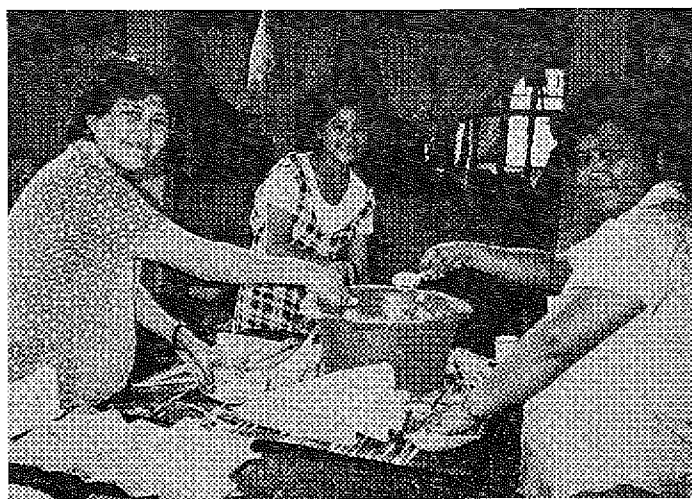
ポリビアで夢のような9日間を過ごした後、ペルーへ向かう。ペルーでは、日本の入国管理局収容施設の内部処遇に関する聞き取り調査という仕事があった。また同時に思いもかけず、日本を騒がす事件があった。

ペルーでのドラマティックな出来事

●月のマリア像

ポリビアのラ・パスから、飛行機でチチカカ湖を飛び越えて、ペルーのクスコへ。クスコの空港の入管も、ロビーに大きめの机がひとつあるのみ。ペルーについては、日本との間で査証の免除協定があり、あっさり許可をもらって上陸。ただし、この査証免除協定、日本とペルー相互間の協定であるにもかかわらず、ペルー人が査証なしに日本に行った場合、上陸を許可されることはほとんどない。1995年の7月15日付で、日本政府は「勸奨」という措置をとっており、内容は、「あらかじめ査証を取得してから来日することを勧める」というものである。日本政府は、この措置をもって、査証をとらずに来日したペルー人の上陸を不許可にすることを、実質正当化した。

また、それ以後、短期滞在資格で来日したペルー人に対する上陸不許可も増え、現在では、「日本人の配偶者等」や「定住者」の資格がないと、ほ



リベラルタ：タマル(とうもろこしで作ったちまきのようなもの)を作る女性たち

んど入国できない状態である。

そして、空港でのタクシー運転手たちの客取り合戦をくぐり抜け、バスでクスコの中心街へ向かった。クスコは、インカ帝国時代の美しい石垣とスペインのコロニアル時代の建物が共存する街である。インカ帝国は、スペイン人の侵略にあったとき、すでに末期時代を迎えており、すばらしい建築技術や芸術文化を持ちながら、あっさりスペイン軍に破れたが、紙一枚を通す隙間なく詰まれた石垣や、観光客向けセレモニーへと変わり果てながらも残っている新年のまつり「インティライミ」は、いまでもクスコの人々の誇りである。

また、インカの神々への信仰は、カトリックのキリストやマリアに姿を変えて続いている。植民地時代の宗教美術のなかにそれがはっきり現れており、たいへん興味深い。ペルーのあちこちから、マリア像には月が描かれ、土着の月の神と同一視され、キリストは太陽の神となり、食料をもたらす神の象徴であったペリカンは、キリストの象徴へと変化する。ペルー調査の準備に、翌日には首都のリマに発つことになっていたため、クスコではわずかに1日を過ごしたのみで、マチュピチュの遺跡を訪れたい欲望を辛うじてこらえたのだった。しかし、以後も調査の合間をぬって、遺跡や博物館を訪れた。

スペイン植民地となる以前の石像や土器も表現力が豊かですばらしいけれど、最近では、植民地化されていった中で生まれた両方の文化の混じり合った文化が注目、研究されているらしい。ドレスの帯のあたりに、きれいに弧を描く三日月が飾られたマリア像は、たいそうきらびやがでうつくしい。宗教画でも、キリスト教の聖人の絵の背景に南米の鮮やかな赤いインコが描かれていたり、ラテンアメリカファンのお宝としては、それだけで何か楽しく感じるものである。

●日本大使公邸をめぐるドラマ

クスコを発つ朝、ラジオをつけるとしきりと日本のことを話していた。在日本のリポーターが、「日本の企業はショックを受けており、すぐにペルーへ…」と話し続ける。しばらく時間がかかって、やっと何が起こったか分かったときは、やっぱり驚いた。言わずと知れた、日本大使公邸人質事件である。

フジモリ政権になり、ペルー中を震え上がらせたセンデロ・ルミノソのアビマエル・グスマンが逮捕され、テロリズムはほとんどなくなったかに思え始めた矢先の事件だった。日本に来ているペルー人にも、ペルーに里帰りしたあと、本当にペルーはきれいになった、近代化した、テロがなくなったとうれしそうに語る人がいる。以前、道で歩いていて、すぐ近くの建物が爆発したのを見たとか、同じ村の人がテロリストに殺されたという経験を持つペルーの人たちは、昔の恐怖を思い出してたいへんなショックを受けたと思う。

そのときすでに日本でも、ほぼ生中継でニュースが流れていて、わたしがそのころペルーに入る予定にしているのを知っていた両親は、「こんな事件があったんじゃ、ペルーには行ってないやろ」と話したり心配したりしていた。もちろんリマでは、事件に関係のない人びとは正常に日常生活を送っていた。わたしたち調査団のメンバーも、事件のあったサン・イシドロ地区に近いプエブロ・リブレにある日系人家族の家で、「すごいことになったねえ」と、まだそれ以外の感想は思いつかなかった。

ペルーで、わたしたちは日本の入管収容施設の

体験者から、処遇に関する聞き取り調査を行うのと同時に、出稼ぎ労働者支援についてペルーにある団体と関係を作りたいと考えていた。しかし、調査団全員がそろうのにはまだ1週間あり、その間はアポイントを取ったりして準備をした。タクシーを利用すると、日本人と見て運転手が話しかけてくる。「事件のために来たのかい?」「いいえ、残念ながら大使が招待してくれなかったから。」「そりゃあ、ラッキーだったね。」などと話していたが、調査団に家を提供して下さった日系人家族などは、無関係というわけにはいかなかったようだ。

日系人社会の主だった人たちは、みな招待されていて人質になってしまったらしい。日本人学校では卒業パーティーが延期されたり、日秘文化会館では、役員がみんな人質になっているため、職員の給料が出せないということがあった。文化会館の2階にある日本人移住史資料館の館長は、人質の中から最初に女性を解放したときに、一緒に開放された唯一の男性で、わたしたちがお会いしたのがその翌日であったので、興奮した様子で体験を語られた。彼をはじめ人質になった日系人の1世、2世の方たちは高齢の方が多かったので、家族は身体のことでもあって非常に心配されたと思う。棄民政策といわれた日本の移民政策で移住し、苦勞をして今の地位を築き上げたが、今度はこういう目に遭うのだから、気の毒な人たちである。

一方、わたしたち日本人は、彼らとはまったく別の感想を持った。それは、「こんなこと知らなかった。」という一言につきる。ペルーでは天皇誕生日をナショナルディとして、大パーティを開いていたこと。しかも、日本大使というのは400人規模のパーティを庭でやれるような屋敷に住んでいること。これは他の国でも、各大使が主催して毎年金をかけてナショナルディを祝っているに違いない。雑誌には、その豪邸を建てた資産家の話が載った。なんでも1940年代に映画「風とともに去りぬ」を見たすぐく年下の妻に「あんな家に住みたいわ」とねだられて建てられたとか。日本大使が、そんな豪邸に住み(ペルーの状況を考えるとこれだけでも恥ずかしすぎる。)、しかも大

統領の家族や主な大臣たち、大企業の役員たちを集めてパーティを開けば、狙われてもしかたない。

●フジモリ・フィーバーの冷めるころ

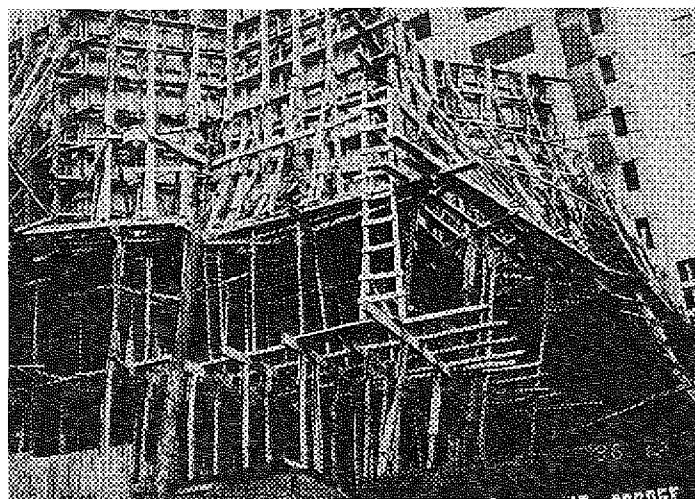
日本では、出稼ぎに来たペルー人たちは、フジモリ大統領を圧倒的に支持していた。政府のテロ対策の結果かテロが落ちつきはじめ、センデロ・ルミノソのゲスマンがフジモリと和解したことが大きく影響している。しかし、今回のペルー旅行中は、フジモリ批判の声がちらちら聞こえてきた。

大統領になった当初の経済調整計画を、諸外国に受け入れられないために方向転換した結果、公約違反を犯して自由主義政策を行っているフジモリ政権に対する批判だった。

教師を退職した男性は言う。

「フジモリは農業大学の校長だったこともあり、大統領になってから地方にたくさん学校を建てた。もちろん、インディオや貧しい人たちは、さすがフジモリだと喜んだが、実際にはこうゆうことが起こった。ある時大きな地震が来て、新しく建築されたばかりの学校は壊れてしまったので、手抜き工事であったことがわかった。実際についた予算は、建設費に充てられる前に、それにかかわる役人や業者のポケットに入ってしまった。手抜き工事をしなければならなかったのだと、人々は言った。また、無事にりっぱな学校が建っても、中身は空っぽだった。教材を買うお金がなかった。教師に十分な払える予算もなかった。さらに、多くの家庭では、子どもを学校ににやる代わり、少しでも稼いで家計を助けてもらわなければならないほど貧窮していたのだ。」

フジモリ政権は、すでに2期めでさらに3期めを狙っている。しかし、それは憲法違反である。ペルーでは、大統領の連続再選は憲法で禁止されていた。しかし1993年にフジモリ政権が改正した新憲法が国民投票によって成立した。その結果、2期までは連続再選が認められるようになり、フ



ポリビア・ラバスのビル建設現場

ジモリは元国連事務総長デクエアルに勝って再当選した。しかし、今度は、初当選時には新憲法は成立していなかったため数に入らないとして、1995年の当選から数えて次が2期めであるとの理屈を付けている。

また、ペルーの人権団体を訪れたときに言われていたのは、フジモリの軍部との結託、テロ対策の行き過ぎ、つまり、国家テロリズム、無実の人々への虐殺・投獄、その行為を行った軍や警察の罪を問えなくしてしまう「免責法」の成立、政治犯への覆面裁判、刑務所内の人権侵害などであった。親フジモリ政権の日本では報道されたことのない事実ばかりである。

人質事件でMRTAに対するフジモリの毅然とした態度が支持されているという報道もあったが、この事件によってわずかではあるが、ペルーの現状が日本にも伝えられた。自由主義政策でますます増える失業率、プエブロ・ホベンに住む貧困層、刑務所での人権侵害状況などである。もちろんフジモリ政権はこれらすべての責任の一端を担うにすぎず、ペルーの現状を考えるには、ラテンアメリカすべての国の侵略され、奪われてきた歴史を考慮しなければならない。さすがに7年目のフジモリの支持率も落ちてきているというが、まだペルーには新しいヒーローは生まれていない。

明らかになった入管のうそ

●新年のお祝い

1997年は機関銃のような爆竹の音で明けた。人々は通りに飛び出し、花火を上げたり、古着などで作った人形を燃やしていた。それも等身大の人形で、ソファーなどに座らせ、丸ごと燃やす。ガソリンをかけて燃やす人たちもいて、大きな炎と黒煙があがる。家の屋上から町を眺めると、あちらこちらからもうもうと煙が上がり火事のようなのである。わたしたちもペルーの人たちにならって、「フェリス・アーニョ・ヌエボ(新年おめでとう)」と言いながら、お互いのほっぺたにキスをした。私たちに空き部屋を貸して下さっていた宮平さんの家には、1世のおばあさんに挨拶するため、親戚中が集まっていた。すすめられた食卓には、沖縄料理とペルー料理が混在していた。何か歌うように言われて、わたしたちは「お正月」を歌ったが、歌詞を覚えていたのは1番までで、その後をうけて2番、3番と2世の方たちが歌われた。その家には、ペルーの文化と日本の文化が同時に存在する豊かな空間が生まれていた。たぶん、その瞬間、その家に限らずペルー中で、インディオの文化や黒人文化や西洋文化が混じったいろんなお祝いをしてに違いない。

●驚くべき証言の数々

ペルーでは、ハードスケジュールで聞き取り調査をおこなった。クリスマスには調査団全員がリマに到着し、12月26日からインタビューを始めた。1月6日までに、リマ、トゥルヒージョ、ピウラ、バランカなど約8か所を訪れ、42人にインタビューすることができた。インタビューに応じてくれた人たちを含め、たくさんのペルーの方の協力が得られ、調査は非常にうまく運んだ。インタビューを受けたうちの多くは、調査団に参加しているグループに日本で相談にのってもらったこともあり、家族で歓迎し、また、ほかの友人に声をかけて集めてくれた。

証言によってわかってきた入国管理局の収容施設内での処遇は、暴行事件のみにとどまらず、

日常的にひどいものであった。1994年に起こった暴行事件が国家賠償裁判に持ち込まれ、国家による人権侵害として社会問題になったため、それ以後には収容者に暴行を加えるというようなことはさすがにできなくなったのではないかと考えていたのだが、この調査でそんな希望的観測はきっぱり否定されてしまった。しかも、1995年に茨木市に新設された西日本入国管理センターでのひどい扱いについての証言がたくさんできて、私たちは憤慨した。このセンター開設に当たって、私たち外国人支援団体は、入管に対して「職員に対する人権教育」を徹底するよう申し入れたり、懇談会を持ったり、気をつけてきたつもりであった。「運動もきちんとさせてますし、電話も自由にできます。」という入管の回答と実態との開きがあまりに大きく、「だまされた」と思った。

入管職員が収容者に対して暴力をふるったのを目撃したという証言がいくつかあった。職員の態度に腹を立ててコップを割ったスーダンの男性が、独房に連れて行かれて暴行を受けた例や、中国人男性が毛布をかぶせた上から暴行を受けた例があった。また、独房が職員の指示に従わなかった者や、騒いだ者への懲罰として使用されていた。医療についても、必要最低限しかケアされていなかった。収容所での医師の診察は、問診と舌を見ることぐらいで、しかも通訳がつかない。たいていの病気に、痛み止めか胃薬を渡すのみで、胃潰瘍であるにもかかわらず、薬もほとんどもらえずに苦しんだ人もいた。また、妊娠中の収容者に対しての配慮もなく、寒さや食事の問題で具合が悪くなった女性があった。収容者の中には、悪条件のため精神的に病む人もあったが、そのための精神的な治療や配慮も皆無であったと、煩った本人より聞かされた。

これらの次に重要な問題は、外部への交通権の侵害である。収容中は電話や手紙などが制限され、ほとんどの人が口をそろえて、電話は、帰りの旅費を都合するための1度だけしか許されなかったと証言している。人によっては、「おまえたちには何の権利もない」と言われ、1度もかけられなかった人もいる。外部との連絡は極力制限され、

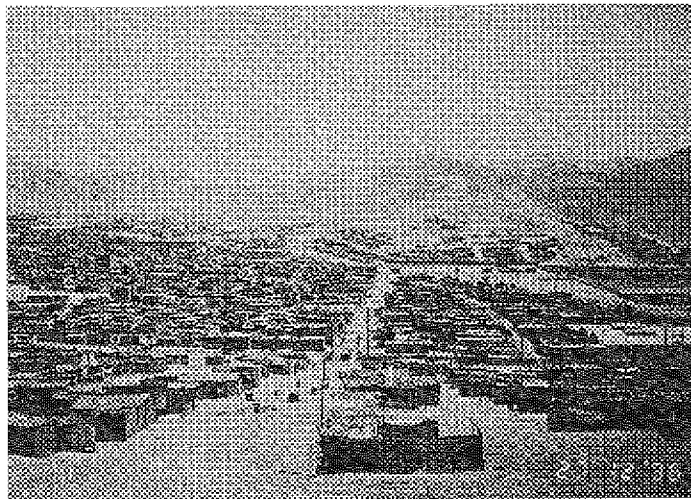
収容所内のことを話さないよう強く言い、しゃべった者にはミーティングと称し、別室に呼んで、しゃべらないよう強く釘をさしている。日常的には、1か月の間1度も運動場に出してもらえなかったり、寒いのに荷物から着替えを取らせてもらえなかったり、他にも空いている部屋があるのに管理しやすいように、いくつかの部屋に満員に押し込められていたなどの証言もあった。当然のことながら、長期の収容者ほどつらい経験をしている。

しかし、念のために言うと、彼らのほとんどは、人権侵害を人権侵害と感じてはいなかったというのも事実である。入管の警備官が横柄な態度をとるのも、電話を制限されるのも、ある程度仕方ないと受け入れている人も多い。それで、特に私たちに訴えるほどのことだとは思わないのである。それは、入管法に違反したということや、あるいはその人の生まれ育ってきた環境によって仕方ないことであつたのかもしれない。

入管の内部処遇については、基本的には何ら改善されてはいない。では、人権侵害を防ぐためにわたしたちに何ができるだろうか？ もちろん、今回の聞き取りをもとに、入管に申し入れは行っていく。しかし、結局は収容者に頻りに面会に行き、目を光らせて置くしかないのではないだろうか。これは意外に効果がある。過去にも、支援者がいて外部と連絡をする手段のある人には、何度も電話をかけさせたり、きちんと運動させたりして、ひどい扱いをしていないということがわかっている。また、面会に行くことで解決していない労働問題があることがわかったり、他の収容者の問題が明らかになったことがある。やはり、行政というものは、常に市民が監視していかなければならないということだろうか。

●出稼ぎたちの今

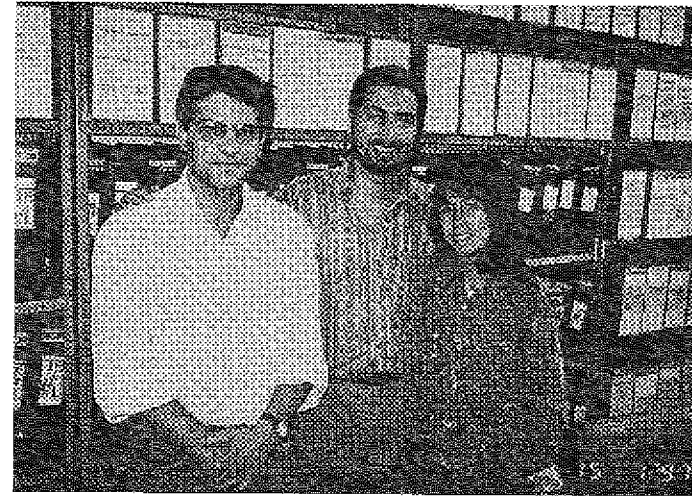
わたしは、1994年に退去強制になった友人と



不法占拠でできた町 プエブロ・ホベン(ペルー・リマ北方)

ウアチョで再会することができた。彼は、1992年、20歳の時に日本へ働きに行った。「定住者」への在留資格変更が不許可になった後も日本にとどまり、仕事を求めて大阪に移った。1993年よりラテンアメリカからの出稼ぎ労働者と日本人が数名集まってスペイン語の同人誌が発行されはじめ、彼は発足当初から編集メンバーとして参加し、そこでペルー紹介や出稼ぎ労働者としての意見などを執筆し、積極的に活動した。また、明るく人に好かれる性格で、ビザがなく行き場がなくなった友人を家に泊めたりしていた。しかし、自分のアパートで入管の摘発を受けて退去強制となった。そのころの大阪入国管理局の収容施設は、暴行事件などが明るみに出る前で、内部処遇についてはかなりひどかったと予想される。幸い彼は、暴行の被害者にはなることなく、収容施設で無事1週間を過ごし帰国することができたが、違反調査を受けたときに、中国人男性が入管の職員より暴行を受けるのを目撃していた。

帰国後、彼は日本で稼いだお金で農業を始めたが、その年、栽培した芋の値段が10分の1にまで暴落し、事業は失敗した。蓄えはすぐにほとんどなくなり、最近はまだ一度学校に入り、会計士の勉強をしている。日本には、行けるならまた行きたいが、日系人ではない彼には、ほとんど不可能である。出稼ぎから戻ると、彼らは厳しい現実と



DIESAT事務所で、左からパウロさん、ウィルソンさん、筆者

戦わねばならない。一定蓄えを作れた人は幸せである。しかし、結局つらい目にあっただけでお金を稼ぐこともできずに帰国した人もある。

また、わたしたちが会ったうちの何人かは、精神的なダメージから回復してはいない。退去強制の経験者の多くは言う。「わたしは、入管法には違反したかもしれないが、盗んだり、人を傷つけたりといった犯罪は犯したことがない。なのに、どうして手錠され牢屋に入れられ、ひどい扱いを受けなければならなかったのか？」中には、日系人であったが、ビザが不許可になり収容所でつらい経験をして、日系人なのにどうしてこんな目に遭うのかという思いが強く、いまだ何も手に着かずふらっと家を出て帰ってこないことがある人や、証言に協力したために当時に思い出して具合が悪くなった人もいた。

リマで、労災の被災者も訪ねた。彼は、治療に行った国立病院の職員によって警察に通報され、退院後超過滞在で起訴され、裁判後退去強制になった。右足の甲を真ん中から切断する大けがであったにもかかわらず、松葉杖がなければ歩行できないような状態のまま、留置場、拘置所、入管と2か月の間拘束され、その間リハビリ治療も受けられなかった。わたしは、労災保険の手続きは手伝えたものの、警察相手にできることもなく、彼を見守っているしかなかった。帰国して5か月、杖

なしで歩けるところまでは回復していたので安心したが、精神的にはまだ回復したとは言いが難かった。わたしの来訪は喜んでくれたが、拘置所での経験などはもう早く忘れたと言った。長時間はまだ無理であるが、かなり歩けるようになったので、姉が開いた果物の卸店で手伝いをするつもりだという。わたしには、彼が早くもとどおり明るい青年に戻ってくれるのを祈るのみである。

ラテンアメリカと日本をつなぐもの

●サンパウロにて

ブラジル、サンパウロ市は雨期だった。ジョルジン・アメリカ地区の知人を訪ねた。厳重に塙で囲まれた高級マンションやブランドもののブティックが建ち並ぶ高級住宅街のひとつである。市の中心方向へ向かって急な上り坂になっており、毎日決まって午後になると降るどしゃぶりの雨が、石畳の歩道を川になって坂を流れてゆく。

この高級住宅街の自分のマンションで、彼女はわたしたちを迎えてくれた。浅黒く日焼けした肌にカールのかかった髪、彫りの深い顔立ちの彼女の口から、彼女の母親そっくりの声で流ちょうな日本語が話されるの聞いて、不思議な感じがした。彼女の父親はブラジル人で、母親は日本人、関西で外国人労働者を支援する仲間の1人である。ベルギーで生まれ、アメリカ、ブラジルで生活した後、日本で中学、高校時代を過ごしたが、最終的に父の国ブラジルでデザインの才能を生かし、今の生活を築いた。二重国籍を生かして、自分で自分の住む場所を選び取る新しい世代なのかもしれない。日本で入管の血統主義政策と顔をつきあわせて活動しているわたしたちとしては、なんだかほっとする。彼女の母親が外国人支援活動をするにいたったのは、旧国籍法により彼女に日本国籍がとれなかったことがきっかけであり、苦勞し

なかったというわけではないのだが。

●ブラジルの安全センターDIESAT訪問

入管問題調査会の呼びかけで行われた、ペルーでの入管管理局収容所内の処遇調査のついでに、足をのばしてブラジルを訪ねた目的のひとつは、この安全センターのDIESAT訪問であった。DIESATは、Departamento Intersindical de Estudos e Pesquisas de Saude e Ambientes de Trabalhoの略で、翻訳すると「労働環境と健康の研究調査協議会」というところだろうか。事前の準備不足で、サンパウロに着いてから突然連絡を入れ、片言のポルトガル語でどうかこうにか翌日訪問の約束を取り付けることができた。

DIESATのオフィスは、サンパウロの中心街にあるヘブプリカ広場に面した建物にある。DIESATスタッフのウィルソン・リベイラさんとパウロ・ド・ナシメントさんが、突然の訪問にいやな顔ひとつせず対応してくれた。こざいいなオフィスには資料室もあり、まあまあ広い。数人のスタッフが働いていた。ウィルソンさんは心理学者で、パウロさんは社会学者だと教えてくれた。どうしてDIESATのことを知ったのかと聞かれたので、全国安全センターのことを説明すると、ウィルソンさんが、そう言えばと全国安全センターの機関誌をごそと取り出してきて、「いつもたくさん送ってくれるんだ。日本語がちょっとできる人もいるけど…」と少し困った様子で笑った。でも、きちんと整理して保存してくれていた。

ブラジルでは、軍事独裁政権が終わった後、ナショナルセンターが創設された。その中で、当初は学者などの専門家が呼びかけ、安全衛生問題の調査活動から出発した。呼びかけに応じて、労働組合が参加していき、1980年にDIESATが発足した。そこには、全国レベルでCUT(統一中央労組)やFS(労働の力)など主立った労働組合を含むあらゆる分野の労働組合が参加した。

DIESATの主な活動は、労働災害の予防、被災者の治療や職場復帰を含むリハビリテーションの取り組み、また、企業と労働組合の団体交渉への参加、政府交渉など。労働組合に健康と安全に



DIESATの機関誌「仕事と健康」15周年記念号

関するセミナーを開いたりもしている。

最近のDIESATや労働組合の最大の関心事は、メルコスル(南米南部共同市場—ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイが参加し1995年1月発足)で、企業と政府は労働者の権利など考慮せずすすめられている。メルコスルの参加国は、労災や職業病に対して労働者の権利を守る安全衛生基準を制定しなければならないと、CUTなど労働組合は主張している。

また、ブラジルでも労働力の柔軟化がすすめられようとしており、多国籍企業などは、大手企業が下請けへ発注するやり方から構内下請けを入れるやり方へと移行していつている。日本でも昨年労働者派遣法の改正があり、派遣業種が緩和されてきていることなどを少し説明すると、2人とも非常に興味を示した。ブラジル人はじめ外国人労働者が違法派遣のもと働いていることも説明した。ブラジルは、日本以外にもヨーロッパ、主にドイツなどに労働者を送り出す一方、ほかのラテンアメリカからの移民も受け入れており、もちろ



オカダさん一家と、前列左・古屋哲さん(RINK事務局長)、その右が筆者

ん不法入国者もある。1994年には日本への出稼ぎ労働者の問題を取り上げた、タイトルもそのまま「DEKASSEGUI(出稼ぎ)」という本も出版された。1部購入したいと思ってさがしてみたが、残念ながら出版元にもなく手に入らなかった。

私たちの側から、日本へ出稼ぎに来たブラジル人労働者が、仕事に熱中症で倒れ多臓器不全に陥り、全身麻痺の寝たきりの状態で帰国したケースなど帰国後も日本の労災補償を受け続けなければならないケースがあることを紹介し、そういった被災者への協力をも視野に入れ、今後も情報交換はじめ何らかのコンタクトを取り合っていこうということで一致した。

●旅の終わりに

最後にわたしが訪ねたのは、やはり日系ブラジル人のマルコス・オカダさんの家族で、サンパウロからバスで8時間の静かな町、ディビノポリスだった。治安の悪い大都市と違って、ここは町中でも車の鍵を閉めずに止めておいても盗まれる心配はないくらいである。ブラジルでは、広大な国土に比べて少ない人口は、いくつかの大都市に集中している。サンパウロのような地下鉄が走り、高層ビルが立ち並ぶ、治安も悪い大都市というのは少なく、それ以外はほとんど規模の小さな町や村である。

オカダさんは、日本に出稼ぎに行ったときの派

遣会社に、パスポート取り上げに対する損害賠償を求め、裁判を起こしている。裁判はまだ進行中ではあるが、証人尋問も終わって一段落着いたので2年ぶりに帰国した。わたしがディビノポリスで会った彼は、家族ととても幸せそうに暮らしていた。彼は日系2世であるが、父親も日本国籍があるとはいえブラジル生まれで、片言の日本語が話せるくらいで、ほとんど日系の文化というものは持っていない。一方、奥さんは黒人の血を引いていて子供たちの容姿により影響を与えている。そ

れは、いろいろな人種の混じったブラジルという国ではありきたりの家族にすぎない。しかし、彼に案内されて、兄弟たちが日本で稼いで新築した家々を見て、平和そうなこの町でも、祖父母が日本人であったという事実が、いま彼らに、日本へ出稼に行けるという一種の「特権」を与えている日本の入管政策は、本当に彼らの現状にそぐわないいいびつなものであると思った。

こうして今回、ラテンアメリカからの労働者を故郷に尋ねることができて、地球の反対側にあっても日本とラテンアメリカとは、良くも悪くもしっかりと結びついていると感じた。100年前にペルーやメキシコに移住した日本人たち、現在日本に出稼ぎに来ているその子孫や子孫でない人たち、外国人労働者と日本人との結婚も増加しその間には、父母両国の国籍と文化を持つ子供たちが生まれている。また、日本はODAを提供することでそういった人の流れの原因である、ラテンアメリカ諸国の政策に多大な影響を及ぼしている。わたしたちの取り組み労働安全衛生の問題も、人の流れとともに国際化しており、今後はDIESATのような団体との協力も必須である。

これから日々の相談活動を通したつきあいだけでなく、彼らの背負っている文化の豊かさにもふれていきたい。



診断書料分のみ逆転支給

愛知●時効問題で審査会が再び裁決

既報のとおり、労働省は、1996年11月19日付けで「労災保険給付に係る後続請求の取扱いについて」という「部内限」の補償課長事務連絡を発して、これまでの労災保険の時効に関する取扱いを改善した。これは、1995年1月31日付けの労働保険審査会の裁決(平成2年労第195号)を踏まえたものとされる(以上、1997年3月号2～11頁参照のこと)が、労働保険審査会は、1997年1月10日付けで再び時効問題に関する裁決を行った(平成6年労第219号)。

事件の概要は次のとおり。

名古屋市内のタクシー会社で運転手として勤務していた請求人は、1984年12月11日に、客を乗せる際のドア施錠時に神経症状が生じ、頸部脊椎症ないし頸椎捻挫という傷病名で治療を受けてきた。労災保険給付を受けてきたわけであるが、名古屋南労働基準監督署は、発症から約1年半後の1986年5月31日をもって「治ゆ」とした。

請求人は、まだ治ゆしていないと主張して、その後も保険給付を請求したものの、名古屋南労働基準監督署は、治ゆ後の請求であるとして不支給処分。この処分を不服として審査請求を行ったが

棄却され、さらに再審査請求を行ったが、労働保険審査会は1991年6月20日付けでこれを棄却し、この不支給処分は確定した(行政訴訟は行っていない)。

その後の1991年8月13日に、請求人は、治ゆ時とされた1986年5月31日の時点で存した症状を業務上の障害として補償すべきであるとして、障害補償給付の請求を行った。また、併せて、当該障害補償給付請求に要する医師の診断書料について、療養補償給付請求も行った。

これに対して、名古屋南労働基準監督署は、障害補償給付を受ける権利は、当該傷病が治った日の翌日から時効が進行し、その日より起算して5年以内(療養補償給付の場合には2年)に請求しなければ、時効により消滅するものであるとして不支給処分を行った。審査請求でも棄却されたため、再審査請求を行っていたものである。

まさに、「部内限」事務連絡という「後続請求」に該当するケースであり、「時効を理由とする不支給処分」は取り消されなければならない。今回の労働保険審査会の裁決も、「時効」に関する名古屋南労働基準監督署の主張は「失当」として避けたが、「そもそも請求

人の症状は、業務上のものとは認められないものであるため、結果として、当該障害補償給付を支給しないと判断には、影響を及ぼすことにはならない」とした。

しかし、障害補償給付請求に要する医師の診断書料についての療養補償給付請求に関しては、「時効完成前であり、かつ、治ゆ後の療養治療費とは異質の障害補償給付支給申請に添付する診断書の作成料のみを療養補償給付として請求したものであるから、当該請求は認容されるべきものであると判断する」として、この部分についてだけ原処分を取り消した。

今回の労働保険審査会裁決の時効に関する判断は、「部内限」事務連絡の考え方と異なるものではないが、新しい考え方で不支給処分を取り消すことのできる事案については裁決を待たずに救済が行われてきたものの、今回の事案は、結果として不支給処分を全部取り消すに至らなかったため、裁決が出された。判断部分は、次のとおりである。

「請求人は、当該傷病の治ゆについて労災保険審査官及び労働保険審査会に不服を申し立てていたものであり、そのような立場にある請求人が、その権利の性質上当該傷病の治ゆを認めたくらうこととなる監督署長に対する障害補償給付の請求権を行使することは、現実的に期待し難いものと言わざるを得ない。請求権の消滅時効は、権利を行使することを得る時より進行

する(民法第166条第1項)ものとされており、この場合の『権利を行使することを得る時』とは、一般的には権利を行使することに法律上の障害のないことを意味するとされるが、本件のように傷病の治ゆの当否が行政不服審査制度において争われている場合には、当該傷病の治ゆを認めたくらうこととされている

る障害補償給付の請求権の消滅時効については、その権利の性質上、傷病の治ゆが法律制度上において確立するに至った時点(本件の場合には原処分府の治ゆを是とする労働保険審査会の裁決を知った日から3か月経過日。行政事件訴訟法第14条第1項)から進行するものと解



病院をたらいまわし

千葉●外国人労働者の労災隠し

パキスタン人のSさんは、1997年2月から千葉県の建築現場で働き、ブロック積みやセメントを流す仕事をしてきたが、5月21日、カッターでコンクリートブロックを切断作業中に、ダイヤモンドカッターの歯が破損して、右目に飛び込んでしまう重大な事故に遭ってしまった。

Sさんは、危険な作業だと感じていて、社長に保護めがねがほしいと話していた。その矢先の事故だった。

会社は大手建設会社の下請で、当然、その社長は元請に事故について報告し、労災保険の手続をとらなければならないはずである。しかし、社長は「外国人を使うな」と元請から厳命されており、治療費を自分で払うことで、元請には報告をしなかった。労災隠しである。

さらに許し難いのは、外国人

の自費診療扱いを嫌う病院でた

連合が安全衛生対策会議

兵庫●職場をこえた取り組みに期待

連合は6月3～4日、神戸市で「第3回全国労働安全衛生対策会議」と「第5回連合健康・安全シンポジウム」を開催した。

対策会議では、1997年度の労働安全衛生対策活動計画について、当面する課題についての取り組み、全国セーフティネットワークの検討など中央レベルでの活動推進とともに、9つの地方ブロックごとのセーフティネットワークの推進、労災防止指導員連絡会議の強化と活動の推進など具体的な方針が提案され

らい回しにされたことで、このために、急を要する処置が1日遅れてしまった。すぐに労災保険で病院へ行けばこんなことにはならないし、診察を拒否する病院にいたっては開いた口が閉まらない。

3つ目の病院で事故からまる1日以上経ってから破片を取り除く手術を受けた。

目のレンズも破損しており、人工レンズを入れるまでは右目は見えない。幸い経過は良好で、レンズを入れる2度目の手術を待っている。センターにはSさんのお兄さんが相談に来て、労災申請も元請の保険で



申請を行った。(東京東部労災職業病センター)

た。また、産業医、専門家を招いての「産業保健懇談会」や疾病別のプロジェクトの活動についても経過報告や今後の活動について報告が行われた。

健康・安全シンポジウムでは、中央労働災害防止協会技術顧問の奥重治氏が、「米国の労働安全衛生の動向とわが国の課題」と題した講演を行い、日本の労働安全衛生の歴史を振り返りながら、米国のNIOSH(国立労働安全衛生研究所)による曝露測定に関する提案などを紹介し、今

後の日本の労働安全衛生活動を推進していくうえでの道筋を示唆した。

引き続いて行われた討論は、第1分科会「労働災害の増加を防ぐために」と第2分科会「ストレス時代の新しい健康確保対策」に分かれて行われた。

第1分科会では、労働科学研究所の伊藤昭好氏と中災防の西尾伸一氏が助言者をつとめた。伊藤氏からは「職場力のレベルアップ」をめざした参加型、自主対応型の安全衛生マネジメントの推進などが提言された。参加者からは、職場での安全活動のグループ規模はどの程度が適正かなど活発な意見や日頃の悩みを訴えるものが多かった。また、連合大阪からは、中小零細の事業所の安全にもっと連合が真剣に取り組まねばという労災防止指導員としての意見や、特に建設現場での労災隠しが「ゼロ災」運動の影で多発していることが指摘された。

第2分科会では、大阪府立中宮病院の角田鉄太郎氏、自治労顧問医師の上野満雄氏が助言者をつとめた。職場でのメンタルヘルス対策の悩みが次々と実例をもって訴えられ、この問題の深刻さをはからずも明らかにするものとなった。

職場を越えた地域での取り組みについても、労災防止指導員の地道な活動に象徴されるように、労働組合としての運動の発展が大いに期待されているといえる。直前にこれらのイベントに合わせて開催された労災保険

審査労働側参与の交流会とともに、2日間の日程を通して期待感

のもてるものとなった。
(関西労災職業病6月号)

光線式起動装置付きプレス

労働省●労働災害防止で緊急通知

事務連絡
平成9年5月15日
(社)日本金属プレス工業協会会長／(社)日本鍛圧機械工業協会会長殿
労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
光線式起動装置を取り付けたプレス機械の災害防止について

プレス災害の防止につきましては、平素からご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、先般、岡山県内の事業場において、プレス作業従事者が作業中に光線式起動装置を取り付けたプレス機械の金型に右手指を挟まれ、右手の指3本を挫滅するという災害が発生いたしました。(別紙参照)

プレス機械の光線式起動装置につきましては、一定の要件のもとに安全装置として認めること等の必要な安全基準を本年度中に策定するため、現在、労働省から(社)産業安全技術協会に対して検討を依頼しているところですが、当該起動装置については、プレス機械の起動に際して、

スイッチを押す等の作業者の明確な意思による行為がなくても起動するという点で他の起動装置と異なる危険性を有するものであり、安全基準が策定されるまでの間に同種災害が発生するという事態も懸念されるところです。

つきましては、貴協会におかれましては、光線式起動装置の安全基準が策定されるまでの間、下記の事項に留意の上、プレス作業時の安全確保について再度検討を行い、同種災害の発生防止に万全を期するよう、会員事業場に対する周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

記

1 プレス機械の光線式起動装置を開発・導入するに当たっては、機械装置及び作業の安全性について事前に十分な検討を行うこと。

なお、現状においては、プレス機械の光線式起動装置については、労働安全衛生法施行令第13条第1号に規定する「プレス機械の安全装置」に該当しないので、プレス機械に光線式起動装置を設置した場合であっても、光線式安全装

置などの有効な安全装置を設置する必要があるので注意すること。

2 作業者の意思に反して、光線式起動装置の有効範囲から作業者の腕、手、指等の身体の一部が外れ、プレス機械が起動することのないよう、プレス機械の光線式起動装置の有効範囲の上面、下面、側面等にガード、囲い、テーブル等を設置する等の措置を講ずること。

3 光線式起動装置を取り付けたプレス機械を使用して行うプレス作業に係る作業標準を作成すること。

4 光線式起動装置を取り付けたプレス機械を使用して行うプレス作業の従事者に対する安全衛生教育を十分に実施すること。

別紙

光線式起動装置を取り付けたプレス機械による災害の概要

1 被害

右手人指し指第一関節挫滅
右手薬指第一関節挫滅
右手小指先挫滅

2 災害の概要

制御機能付き光線式起動装置(Presence Sensing Device Initiation 略称PSDI)を取り付けたプレス機械による自動車部品の加工作業中において、曲げ加工を行った製品を左手で取りコンベヤーに載せる際に、製品を床に落としたため、左手でそれを取ろうとしたが、右手を引いて光

線式起動装置の有効範囲から外すと、プレス機械を空打ちさせ、カウンターの数と部品数とが異なることになるため、右手をプレス機械の金型内に入れた状態でしゃがんだところ、右腕が下がり光線式起動装置の有効範囲の下方へ右手が外れたため、プレス機械が起動し、右手の指3本がはさまれ挫滅した。

なお、プレス機械に取り付けられていた制御機能付き光線式起動装置は、二列の光線の光軸の遮光過程を遮光過程判断経路により判断するようになっており、材料を金型にセットし、プレス加工後、製品を取り出す作業者の手の動きを、手の進入、後退の順序で判断して、適正であれば起動す

るものであった。

3 災害発生原因

(1) プレス機械の光線式起動装置の開発・導入に当たり、機械装置及び作業の安全性について事前に十分な検討を行わなかったこと。

(2) プレス機械の光線式起動装置の有効範囲の下面にガード、テーブル等を設置する等により、作業者の意思に反して、光線式起動装置の有効範囲から腕、手、指等の身体の一部が外れないような措置を講じていなかったこと。

(3) プレス作業に係る作業標準を作成していなかったこと。

(4) プレス作業の従事者に対する安全衛生教育が不十分であったこと。



スペインの労働危険防止法

海外短信●Workers' Health

International Newsletter

■スペインで、1996年2月に「労働危険防止法」(Prevention of Labour Risks)という新しい法律ができた。以前の法律では、フランコ独裁下はもちろんゴンザレス社会党政権下でも、十分な役割を果たすことはなかった。新法は不十分な点もあるが、労働者のひとつの武器となろう。

■スペインの労組CC.OO.国際部によると、今回の法律のよい

点として、教育を強調していること、法は最低基準でありさらに改善を求めていること、全ての職場に適用されること、情報を公開し労働者の意見を聞くようにすることがあげられる。問題点としては、行政指導が経済性を理由に制限されること、罰則が弱いこと、監督官が増えていないことなどである。

■イタリアで、ECの指令(EC

EC Directive)に従う法的整備が進んでいる。イタリアでは毎日4人が労働災害で死亡しており、とくに14歳以下の少年1,200人、少女200人が労災補償を受けたことは重大な問題である。

■新しいオーストリアの法律で、大中企業では危険物質などの目録ないし評価表の作成が義務づけられた。ひとつの武器になりうるが、会社にとっては面倒な官僚的負担が増えるだけと考える節がある。新しい作業が増加する中で、目録作りは労働者の参加の考え方にも反している。

■フィンランドの労働省が、使用が増えているグリコール(glycol)の規制を強化する。同労働省によると、グリコールを含有する化合物を輸入している会社は65あり、いろいろな用途に使用されている。

■インドの大手農業メーカーのUnited Phosphorus社が、ノルウェーの製紙会社 Norske Skog社の中古の塩素製造プラントを購入していたことが判明した。このプラントは環境団体の反対運動やノルウェー政府の圧力などによって閉鎖されたものであった。

■1996年1月に、スウェーデンはトリクロロエチレンを禁止した。ドイツのMAK委員会はドイツ政府に発がん性物質としての規制を勧告。イギリスではトリクロロエチレンの大手製造

メーカーであるICIを抱えているが、HSE(安全衛生局)は同物質の上限ガイドラインを作成し、他の物質への代替すべきであると考えている。

■合成ゴム産業で使われる1,3-BDについての規制に関する労使協定が、全米鉄鋼労組・全米ゴム労組などと、国際合成ゴム製造者協会との間で交わされた。これをうけてOSHAも規制を見直すことにした。

■アトランタ・オリンピックのための施設が、「不法移住」労働者によって建設されている。うまく稼ぐ人もいるが、ブローカーにお金を渡してだまされた

人もいる。アメリカ人労働者の中には、自分の労働条件が低下する、といったことから情報提供する者もいる。入国管理局によって摘発されることもある。地元の労働組合関係者は、「不法移住労働者は被害を被ることも多いが不満を言いに行くところもない」と同情的である。

■イギリスで初めて雇用主が安全衛生法違反で懲役刑を受けた。1996年1月には建設会社社長が、工場のアスベスト除去作業を不法に行ったことで、3か月の懲役刑。4月にはカーペット工場で腕を切断する労災を発生させたことで、会社役員らが4か月の懲役刑を受けた。



英文NEWSLETTER 日本●ホームページ、Eメールと併用

全国安全センターでは、活動の柱の重要なひとつとして、アジアをはじめとした世界の労働安全衛生団体との交流・連携の強化を掲げてきました。そのための手段のひとつとして、1991年から、英文ニューズレター“Working Environment and Pollution Problems”の発行を開始しました。しかし、季刊を目標にしながらも、1995年末にNo.9を発行した後、1年以上発行できていませんでした。

今年度から、A4版裏表程度の軽装にして、英文“JOSHRC

NEWSLETTER”を再刊、隔月発行をめざしていきたく考えています。7月に再刊第1号(No.10)を発行し(巻末に縮小して掲載)、今回は宣伝のため、世界各国約800団体に発送しました。

あわせて、全国安全センターのインターネット上のホームページに英文ニューズレターのコーナーを設け(<http://www.jca.ax.apc.org/english/>)、ハードコピー版とホームページ、Eメール等を併用しながら、海外への情報発信を強化していく計画です。



JOSHRC NEWSLETTER

No.10 [JULY 1997]

Japan Occupational Safety and Health Resource Center
M.K. Bldg. 3F, 3-1-3 Mita, Minato-ku, Tokyo Phone 81-3-5232-0182/Fax 81-3-5232-0183
E-mail joshrc@jca.ax.apc.org Homepage <http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/>

JOSHRC Home Page

The Japan Occupational Safety and Health Resource Center (JOSHRC) was founded on May 2, 1990 by local Occupational Safety and Health Centers around the country with a view to promoting and organizing nation-wide activities among its affiliated organizations. This non governmental organization and its affiliated centers are supported by labour unions, victims groups, medical experts, attorneys and researchers in various areas. In order to encompass the local centers which are, on their part, dedicated closely to their particular local activities, JOSHRC carries on the following work:

- 1) Publishing a Japanese bulletin Anzen Center Joho (Safety Center Information) which provides information for members;
- 2) Organizing local Occupational Safety and Health (OSH) seminars, and helping local Centers and unions organize them;
- 3) Assist victims, and support local Centers in counseling victims;
- 4) Conduct surveys, taking advantage of established national networks;
- 5) Urging employers and administrative bodies to review and reform labor policies.

To these another important task must be added: to promote exchange and coordinate campaigns with OSH centers in different countries around the world. We have already collaborated with organizations in some Asian countries in campaigning about pneumoconiosis, *karoshi* (sudden

death from overwork), and toy-workers' problems. We also circulate information from overseas which may be useful to our member organizations here.

As early as 1991 we began to publish an English version of our Japanese bulletin, entitled Working Environment and Pollution Problems. Through this current JOSHRC Newsletter, which replaces that publication, we hope to provide up-to-date information about our activities to all who are interested

This newsletter is also available now on our Home Page on the Internet. The access number is:

<http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/>

Shipbuilding workers win suit on asbestos pneumoconiosis

On March 31 last, eight former shipyard workers who had filed a suit for damages against their employer for asbestos-induced pneumoconiosis reached a favorable settlement out of court. The shipbuilding company, Sumitomo Heavy Industries Ltd., agreed to pay the victims a total of ¥108 million in compensation.

This favorable settlement, however, was only attained after many years of struggle by these now aged people suffering lung disease. Before the settlement was reached, one of the plaintiffs died, despite his wish to see the company apologize for destroying his health. Mr. Sakuma, who was leader of the group, also died several days after the settlement was reached—as if he had accomplished his mission.

The shipyard where they once worked is in Yokosuka city, about one and a half hours journey by train from Tokyo. As a navy yard was located there since before the War, the city has been historically known for its military base and shipbuilding industry. After the War a US Navy base replaced the Japanese one there, and Sumitomo Heavy Industries—one of the most important Japanese shipbuilders—continued its business there. In the shipyard a huge amount of asbestos had been used to isolate ship structures, and the plaintiffs in the suit were, among other workers, exposed to the hazardous dust for many years. This settlement virtually signifies that the company has recognized that the workers' disease has resulted from its neglecting to prevent inappropriate exposure to asbestos in its shipyard.

This suit can be distinguished by three characteristics:

While many pneumoconiosis damage suits have been filed against the coal and other mining industries, this is the first case which called a shipbuilding or heavy industry company to account for inducing pneumoconiosis in its workers. Now that coal and mining industries are dying out, these suits are all retrospective. The present case, however, has prospective implications because it will urge the shipbuilding industry—which is and will remain active—to secure safe and healthy workplaces for its workers.

Secondly, whereas most of the damage suits up to now were filed against asbestos manufacturing companies, this case called into question the responsibility of the company which was a 'user,' not a 'manufacturer' of asbestos. In fact

the retired workers focused on the fact that the company had taken no effective measures to prevent exposure to the asbestos used for shipbuilding. Since asbestos have been widely used in various industries, this case has paved the way for relieving pneumoconiosis victims who have been exposed to it.

Thirdly, a labor union, organizing active workers in shipbuilding, has been supporting the retirees in what is a very rare example in Japan of a damage suit against a company. This case represents successful solidarity between retired and active workers. In the final stage, the discussion between the union—the Uraga Chapter of the All-Japan Shipbuilding and Engineering Union—and the company, turned virtually into a settlement negotiation, which led to indemnification comparable with those of other pneumoconiosis cases. The union and the plaintiffs consider that their task is to enhance the compensation agreed by the company for other retired workers and to extend the compensation agreement to subcontracted workers.

One plaintiff commented: "our successful case is not the end of an unresolved problem, but the beginning of activities to bring into light the asbestos pollution in the shipbuilding industries."

Finger joint deformity found among school kitchen workers

In Japan public school children are provided with school lunches. Recently many people working in school kitchens have been found to be suffering from a finger-joint deforming illness. Currently, the victims who fulfill the criteria necessary to be awarded compensation are covered by local-government run worker accident insurance.

This disease has been established as a labor-induced one after a campaign initiated by a labor union, the All Japan Prefectural and Municipal Workers' Union, which organizes the majority of school kitchen workers.

The story began in 1983 when a worker complained to the labor union about painful deformities in her finger-joints, and suggested a relationship with her kitchen work. Stimulated by the seriousness of her symptoms, the union conducted a nationwide survey of their members with similar symptoms, and sought to determine the extent and magnitude of the problem. The study revealed that out of 80,000 such workers, approximately 5,000 were suffering from an identical illness, with its prevalence among kitchen workers five times greater than for office workers. Convinced that the disease resulted from their workload, the union decided to start a nationwide campaign to help the victims. By 1994, 40% of about 160 applicants for compensation were certified as eligible for labor accident insurance benefits.

Oddly enough, patients with severe symptoms have not been certified as eligible for compensation, while other victims with less severe suffering have been recognized as eligible for such. This seems to be due to the certifying policy adopted by the authorities concerned, which determines eligibility exclusively on whether the workload of the victims had been overwhelmingly great in comparison with that of their coworkers, independently of the statistical correlation evidenced by epidemiologists. The labor union is, therefore, striving to revise the unfair certification criteria in order to get relief for more victims.

Deformity of the finger-joints is induced by handling heavy materials or an excessive workload for the fingers. It should be noted, therefore, that besides public sector kitchen workers, many non-unionized men and women with

any heavy workload for their fingers are suffering from similar disorders. Victims of the disease have been found among workers using needles, and in paper making and metal work industries. The health hazards involved in working in these industries must be brought to light and relieved.

NOTICE

It is planned to publish this style of newsletter once every two months, and circulate it as widely as possible both within and outside Japan. However, JOSHRHC is not a wealthy organization, so we recommend those who are connected to the Internet to read this material on our home page. To those who request it, we will mail a copy of the newsletter.

If you wish to for a copy of our Japanese bulletin, or other material in English or Japanese, please contact our office manager by mail, E-mail, or fax:

Sugio Furuya,
MK Bldg. 3F,
Mita 3-1-3,
Minato-ku,
Tokyo 108.

Fax 81-3-5232-0183
E-mail joshrc@jca.ax.apc.org

Please indicate your preference below.

✂ -----

- Please send by post
 Please send by E-mail

Name _____

Address _____

Tel _____

E-mail _____

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒108 東京都港区三田3-1-3 MKビル3階 PHONE(03)5232-0182/FAX(03)5232-0183
E-mail joshrc@jca.ax.apc.org HOMEPAGE http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/

- 東京●東京東部労災職業病センター
〒136 江東区亀戸1-33-7 TEL (03)3683-9765 /FAX (03)3683-9766
- 東京●三多摩労災職業病センター
〒185 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL (0423)24-1024 /FAX (0423)24-1024
- 東京●三多摩労災職業病研究会
〒185 国分寺市本町3-13-15 三多摩医療生協会館内 TEL (0423)24-1922 /FAX (0423)25-2663
- 神奈川●社団法人 神奈川労災職業病センター
〒230 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーボ豊岡505 TEL (045)573-4289 /FAX (045)575-1948
- 新潟●財団法人 新潟県安全衛生センター
〒951 新潟市東堀通2-481 TEL (025)228-2127 /FAX (025)222-0914
- 静岡●清水地区労センター
〒424 清水市小柴町2-8 TEL (0543)66-6888 /FAX (0543)66-6889
- 京都●京都労働安全衛生連絡会議
〒601 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル3階 TEL (075)691-6191 /FAX (075)691-6145
- 大阪●関西労働者安全センター
〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばららいビル602 TEL (06)943-1527 /FAX (06)943-1528
- 兵庫●尼崎労働者安全衛生センター
〒660 尼崎市長洲本通1-16-7 阪神医療生協気付 TEL (06)488-9952 /FAX (06)488-2762
- 兵庫●関西労災職業病研究会
〒660 尼崎市長洲本通1-16-7 阪神医療生協長洲支部 TEL (06)488-9952 /FAX (06)488-2762
- 広島●広島県労働安全衛生センター
〒732 広島市南区稲荷町5-4 前田ビル TEL (082)264-4110 /FAX (082)264-4110
- 鳥取●鳥取県労働安全衛生センター
〒680 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL (0857)22-6110 /FAX (0857)37-0090
- 愛媛●愛媛労働災害職業病対策会議
〒792 新居浜市新田町1-9-9 TEL (0897)34-0209 /FAX (0897)37-1467
- 高知●財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780 高知市薊野イワ井田1275-1 TEL (0888)45-3953 /FAX (0888)45-3928
- 熊本●熊本県労働安全衛生センター
〒861-21 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック TEL (096)360-1991 /FAX (096)368-6177
- 大分●社団法人 大分県労働者安全衛生センター
〒870 大分市寿町1-3 労働福祉会館内 TEL (0975)37-7991 /FAX (0975)34-8671
- 宮崎●旧松尾鉱山被害者の会
〒883 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL (0982)53-9400 /FAX (0982)53-3404
- 自治体●自治体労働安全衛生研究会
〒102 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL (03)3239-9470 /FAX (03)3264-1432
(オブザーバー)
- 福島●福島県労働安全衛生センター
〒960 福島市船場町1-5 TEL (0245)23-3586 /FAX (0245)23-3587
- 山口●山口県安全センター
〒754 山口県小郡郵便局私書箱44号